



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第55号) 2353
- ◇川崎市コンベンションホール条例の施行期日を定める規則 (第56号) 2356
- ◇川崎市コンベンションホール条例施行規則の一部を改正する規則 (第57号) 2356

告 示

- ◇自転車等の撤去と保管 (第415号) 2358
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除 (第416号) 2358
- ◇粗大ごみの処理の手数料の収納事務の委託 (第417号) 2360
- ◇特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任 (第418号) 2360
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第419号) 2360
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第420号) 2360
- ◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第421号) 2360
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第422号) 2360
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第423号) 2360
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第424号) 2360
- ◇道路区域の変更 (第425号) 2361
- ◇自転車等の撤去と保管 (第426号) 2361
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第427号) 2361
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除 (第428

- 号) 2363
 - ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第429号) 2365
 - ◇川崎都市計画地区計画の決定及び図書の縦覧 (第430号) 2365
 - ◇川崎都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧 (第431号) 2365
 - ◇川崎都市計画高度地区の変更及び図書の縦覧 (第432号) 2365
 - ◇川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更及び図書の縦覧 (第433号) 2365
 - ◇川崎都市計画道路の変更及び図書の縦覧 (第434号) 2366
- 公 告
- ◇一般競争入札の執行 (第407号) 2366
 - ◇開発行為に関する工事の完了 (第408号) 2368
 - ◇開発行為に関する工事の完了 (第409号) 2368
 - ◇一般競争入札の執行 (第410号) 2368
 - ◇道路の指定 (第411号) 2378
 - ◇東海道かわさき宿交流館の指定管理者の公募 (第412号) 2378
 - ◇国土調査による地図及び簿冊の作成 (第413号) 2379
 - ◇一般競争入札の執行 (第414号) 2379
 - ◇開発行為に関する工事の完了 (第415号) 2381
 - ◇道路位置の指定 (第416号) 2381
 - ◇道路位置の指定 (第417号) 2381
 - ◇かわさき新産業創造センターの指定管理者の公募 (第418号) 2381
 - ◇道路位置の廃止 (第419号) 2382
 - ◇一般競争入札の執行 (第420号) 2382
 - ◇一般競争入札の執行 (第421号) 2383
 - ◇一般競争入札の執行 (第422号) 2385
 - ◇一般競争入札の執行 (第423号) 2386
 - ◇一般競争入札の執行 (第424号) 2388
 - ◇一般競争入札の執行 (第425号) 2389
 - ◇川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管

理者の公募 (第426号)……………	2390	交通局公告	
◇一般競争入札の執行 (第427号)……………	2391	◇一般競争入札の執行 (第58号) ……	2415
◇一般競争入札の執行 (第428号)……………	2393	◇一般競争入札の執行 (第59号) ……	2416
◇開発行為に関する工事の完了 (第429号) ……	2394	病院局公告	
◇都市再開発法に基づく事業計画の変更の認可 (第430号)……………	2394	◇一般競争入札の執行 (第28号) ……	2417
◇特定非営利活動法人の設立認証申請 (第431号)……………	2394	◇一般競争入札の執行 (第29号) ……	2419
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第432号)……………	2394	◇公募型プロポーザルの実施 (第30号) ……	2422
◇一般競争入札の執行 (第433号)……………	2395	選挙管理委員会告示	
公告 (調達)		◇選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録にかかる基準日 (第4号) ……	2422
◇落札者等の公示 (第286号)……………	2396	監査告示	
◇落札者等の公示 (第287号)……………	2396	◇包括外部監査人の監査に関する事務の補助 (第2号) ……	2423
◇一般競争入札の執行 (第288号)……………	2397	監査公表	
◇落札者等の公示 (第289号)……………	2399	◇定期監査等の結果の報告に基づく措置について (第6号) ……	2423
◇一般競争入札の執行 (第290号)……………	2399	人事委員会公告	
◇一般競争入札の執行 (第291号)……………	2401	◇平成29年度川崎市職員 (大学卒程度) 採用試験 (民間企業等職務経験者) の実施 (第5号) ……	2429
◇一般競争入札の執行 (第292号)……………	2402	区公告	
税公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第79号) ……	2437
◇市税過誤納金等還付 (充当) 通知書の公示送達 (第132号)……………	2404	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第80号) ……	2437
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第133号)……………	2404	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第81号) ……	2437
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第134号) ……	2404	◇住民票の職権消除 (川崎区第82号) ……	2438
◇督促状の公示送達 (第135号)……………	2404	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第36号) ……	2438
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第136号)……………	2405	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第37号) ……	2438
上下水道局告示		◇住民票の職権消除 (幸区第38号) ……	2438
◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第27号) ……	2405	◇印鑑登録の抹消 (幸区第39号) ……	2438
◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第28号) ……	2405	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第34号) ……	2439
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第29号) ……	2406	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第37号) ……	2439
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止 (第30号) ……	2406	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第38号) ……	2439
上下水道局公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第37号) ……	2439
◇一般競争入札の執行 (第58号) ……	2407	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第38号) ……	2439
◇一般競争入札の執行 (第59号) ……	2408	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第39号) ……	2440
◇一般競争入札の執行 (第60号) ……	2409	◇国民健康保険料に係る配当計算書 (謄本) の公示送達 (麻生区第40号) ……	2440
◇一般競争入札の執行 (第61号) ……	2412		
交通局規程			
◇川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程 (第16号) ……	2415		

区選挙管理委員会告示

- ◇川崎市中原区の投票区設置告示の全部改正(中原区第5号)…………… 2440
- ◇川崎市宮前区の投票区設置告示の一部改正(宮前区第5号)…………… 2442

規 則

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第55号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第45号様式(1)中「第321条の12第3項」の次に「又は第4項各号」を加える。

別表第52号様式を次のように改める。

第52様式

その1

区分所有家屋専有床面積割合補正申出書

年 月 日

(宛先)川崎市長

代表者

住 所.....

氏名又は名称.....印

個人番号又は法人番号.....

電 話.....(.....)

第15条の3第3項

地方税法施行規則第15条の3の2第4項の規定の適用を受けたいので、川崎市市税条例

第15条の3の2第5項

第41条の規定に基づき、区分所有者全員の協議の上次のとおり申し出ます。

家屋の表示	所	在	名	称					
	一	棟	の	床面積	建	築	年	月	日
	種	類	構	造					
補正の方法	算	式	この算式を用いる理由						
	補正の割合を算出する基礎となる数値								

枚 の う ち 枚 目 そ の 2

整理 番号	部屋 番号	住 所	氏 又 は 名 称	家 屋 番 号	専有床面積 (㎡)	共用部分の 持分の割合	補 正 の 割 合	補 正 理 由	用 途
			印	— —				(天井の高さ・附帯設 備・仕上部分)の著しい 差違 居住用超高層建築物の各 階ごとの取引価格	居宅・店舗・事務所その 他()
			印	— —				(天井の高さ・附帯設 備・仕上部分)の著しい 差違 居住用超高層建築物の各 階ごとの取引価格	居宅・店舗・事務所その 他()
			印	— —				(天井の高さ・附帯設 備・仕上部分)の著しい 差違 居住用超高層建築物の各 階ごとの取引価格	居宅・店舗・事務所その 他()
			印	— —				(天井の高さ・附帯設 備・仕上部分)の著しい 差違 居住用超高層建築物の各 階ごとの取引価格	居宅・店舗・事務所その 他()
			印	— —				(天井の高さ・附帯設 備・仕上部分)の著しい 差違 居住用超高層建築物の各 階ごとの取引価格	居宅・店舗・事務所その 他()

区分所有者

注1 この申出書は、区分所有者全員の署名及び押印が必要です。

2 「住所」の欄は、納税通知書の送付先を記入してください。

3 「共用部分の持分の割合」及び「補正の割合」の欄は、分数で記入してください。

4 「共用部分の持分の割合」の欄は、地方税法施行規則第15条の3の2第5項の規定による補正を申し出る場合には、補正後の専有床面積に基づく割合を記入してください。

別表第55号様式の9注第4項中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

別表第55号様式の9の2注第3項中「第7条第11項」を「第7条第14項」に改め、同様式注第5項中「第7条第11項」を「第7条第14項」に、「第7条第12項」を「第7条第15項」に改める。

別表第55号様式の10注第4項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

別表第55号様式の11注第5項中「第7条第8項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

別表第55号様式の12注第5項中「第7条第9項」を「第7条第10項各号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市コンベンションホール条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第56号

川崎市コンベンションホール条例の施行期

日を定める規則

川崎市コンベンションホール条例(平成28年川崎市条例第87号)の施行期日は、平成30年4月1日とする。ただし、第4条(指定管理者にコンベンションホールの管理を行わせることに係る部分に限る。)、第5条、第6条、第8条、第9条(第4項ただし書を除く。)、第10条から第15条まで、第17条及び別表の規定の施行期日は、平成29年8月1日とする。

川崎市コンベンションホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第57号

川崎市コンベンションホール条例施行規則

の一部を改正する規則

川崎市コンベンションホール条例施行規則(平成28年川崎市規則第89号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「料金」の次に「(以下「利用料金」という。)」を加える。

第7条を第21条とし、第6条の次に次の14条を加える。
(利用許可の申請)

第7条 条例第8条の規定によりコンベンションホールの施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別表第1に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用許可をしたときは、原則として当該利用に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免申請等)

第9条 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第10条の規定により、指定管理者は、市が条例第3条第3号に掲げる事業のために利用する場合は、利用料金を免除することができる。

2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用中止届)

第11条 第7条第1項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の支払)

第12条 条例第9条に規定する利用料金は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。

(利用料金の返還)

第13条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、別表第2に定めるところとする。

(利用期間等の制限)

第14条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に施設等を利用する期間又は回数を制限することができる。

(施設等の模様替え等)

第15条 条例第14条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時にに行わなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又

は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

(遵守事項)

第16条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供をしないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (9) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (10) 騒音又は大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第17条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことができない。

(整理員の配置)

第18条 利用者は、施設の利用に際し、コンベンションホール内外の秩序維持のため必要な整理員を置かなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(損傷等の届出)

第19条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、文書により速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(利用後の点検)

第20条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第7条関係)

種 別		利用申請
ホール	区画しない場合	用日又は利用開始日(連続して利用しようとする場合の最初の日をいう。以下同じ。)の属する月の18月前の月の初日から利用日の7日前まで申請することができる。
	二つの区画を併せて利用する場合	利用日又は利用開始日の属する月の12月前の月の初日から利用日の7日前まで申請することができる。
	一つの区画を利用する場合	利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用日の7日前まで申請することができる。
控室		利用するホールの区画数に応じた数の控室について、ホールに係る申請の日から利用日まで申請することができる。
ホワイエ		ホールを区画しない場合に、ホールに係る申請の日から利用日まで申請することができる。
会議室	ホールと併せて利用する場合	ホールに係る申請の日から利用日の2日前まで申請することができる。
	その他の場合	利用日又は利用開始日の属する月の3月前の月の初日から利用日の2日前まで申請することができる。

備考 施設の利用に伴い設備を利用しようとする場合は、当該施設に係る申請の日から利用日まで申請することができる。

別表第2 (第13条関係)

区 分	返還する額	
条例第13条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第7条第1項の利用許可を取り消した場合	利用料金の全額	
ホール 控室 ホワイエ	利用者が第7条第1項の利用許可を受けた日(以下「利用許可日」という。)から14日以内に、かつ、利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の全額
	利用者が利用許可日から15日以後に、かつ、利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の7割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
会議室	利用者が利用許可日から14日以内に、かつ、利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の全額

会議室	ホールと併せて利用する場合	利用者が利用許可日から15日以後に、かつ、利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の7割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
	その他の場合	利用者が利用許可日から14日以内に、かつ、利用日の2月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の全額
設備	会議室(ホールと併せて利用する場合を除く。)の利用に伴い利用する場合	利用者が利用許可日から14日以内に、かつ、利用日の2月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の全額
		利用者が利用許可日から15日以後に、かつ、利用日の2月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の7割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
	その他の場合	利用者が利用許可日から14日以内に、かつ、利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の全額
		利用者が利用許可日から15日以後に、かつ、利用日の3月前までに利用中止を届け出た場合	利用料金の7割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
市長が正当な理由があると認める場合			市長が認める額

附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第6条の次に14条を加える改正規定(第15条第3項、第16条、第17条、第19条及び第20条に係る部分に限る。)については、平成30年4月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第415号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年7月18日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第416号

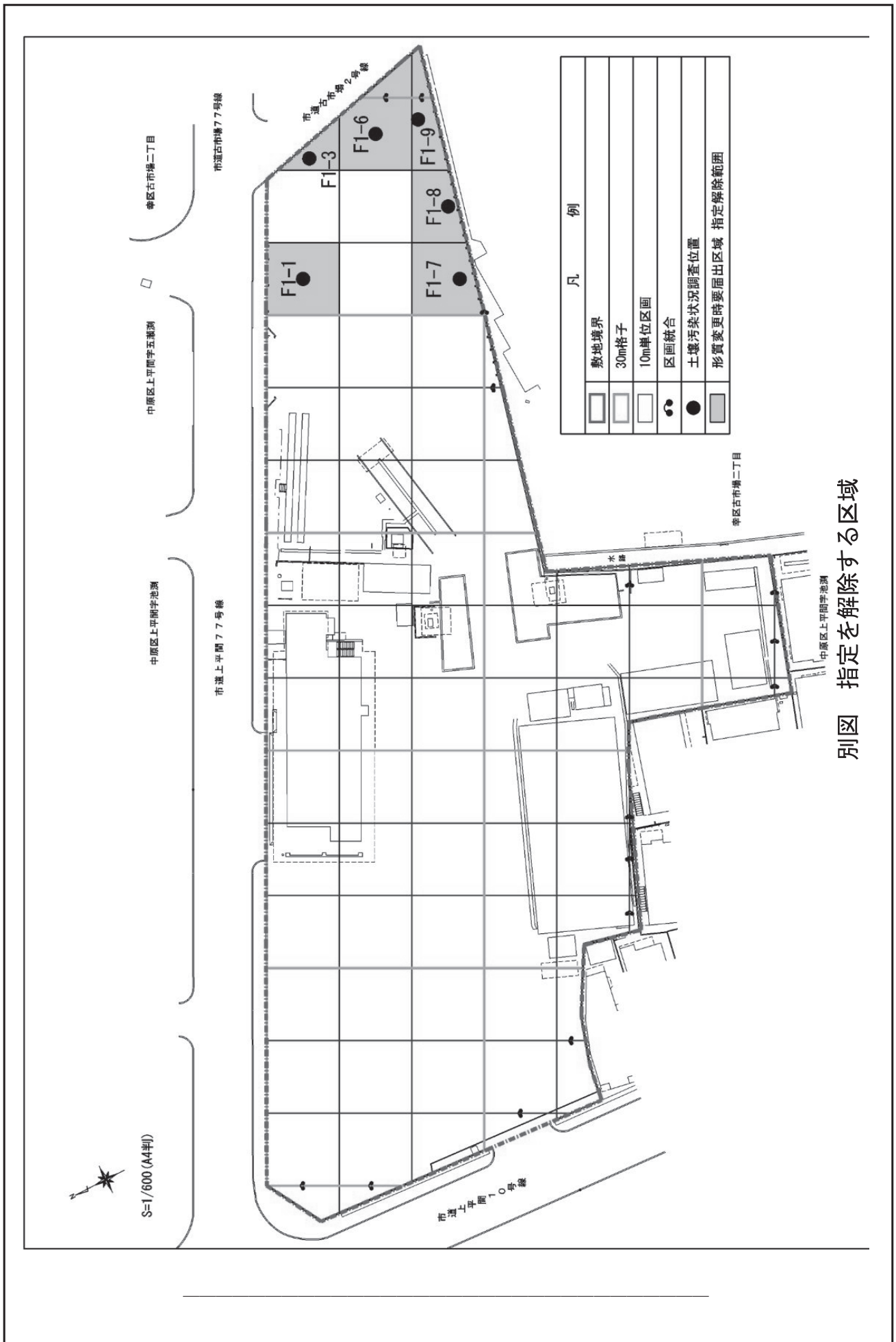
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年7月19日

川崎市長 福田紀彦

- 指定を解除する区域
平成28年川崎市告示第144号により指定した区域(中原区上平間1073番1、1140番の一部)の一部(別図のとおり)
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



川崎市告示第417号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第42条第1項に規定する粗大ごみの処理の手数料の取納に関する事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項により、次の者に委託したので同条第2項の規定に基づき告示します。

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社ローソNSTOA100	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託期間

平成29年8月1日～平成30年3月31日

川崎市告示第418号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月20日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年7月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年7月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第425号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年7月24日から平成29年8月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年7月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生第110号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1072番3先 川崎市麻生区上麻生5丁目479番1先	12.00 ～ 31.50	79.04	隅切りを含む
新	上麻生第110号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1072番48先 川崎市麻生区上麻生5丁目1068番4先	12.02 ～ 12.77	52.34	隅切りを含む

川崎市告示第426号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年7月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第427号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

川崎区扇町16番1の一部（地番）
（別図のとおり）

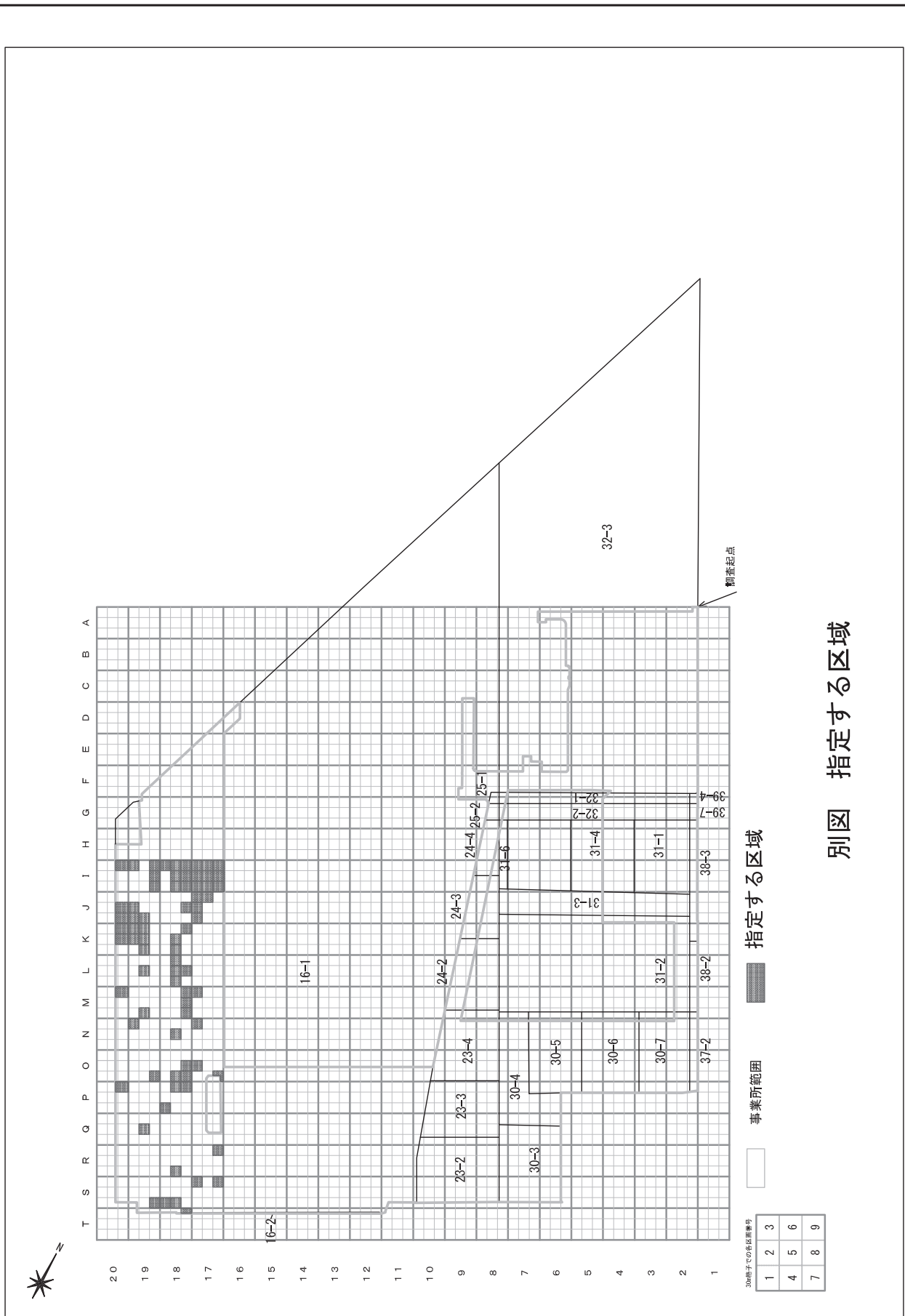
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

4 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第11号に該当する。



別図 指定する区域

川崎市告示第428号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年7月27日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

平成29年川崎市告示14号により指定した区域（川崎区扇町16番1ほか21筆の一部）の一部

（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29

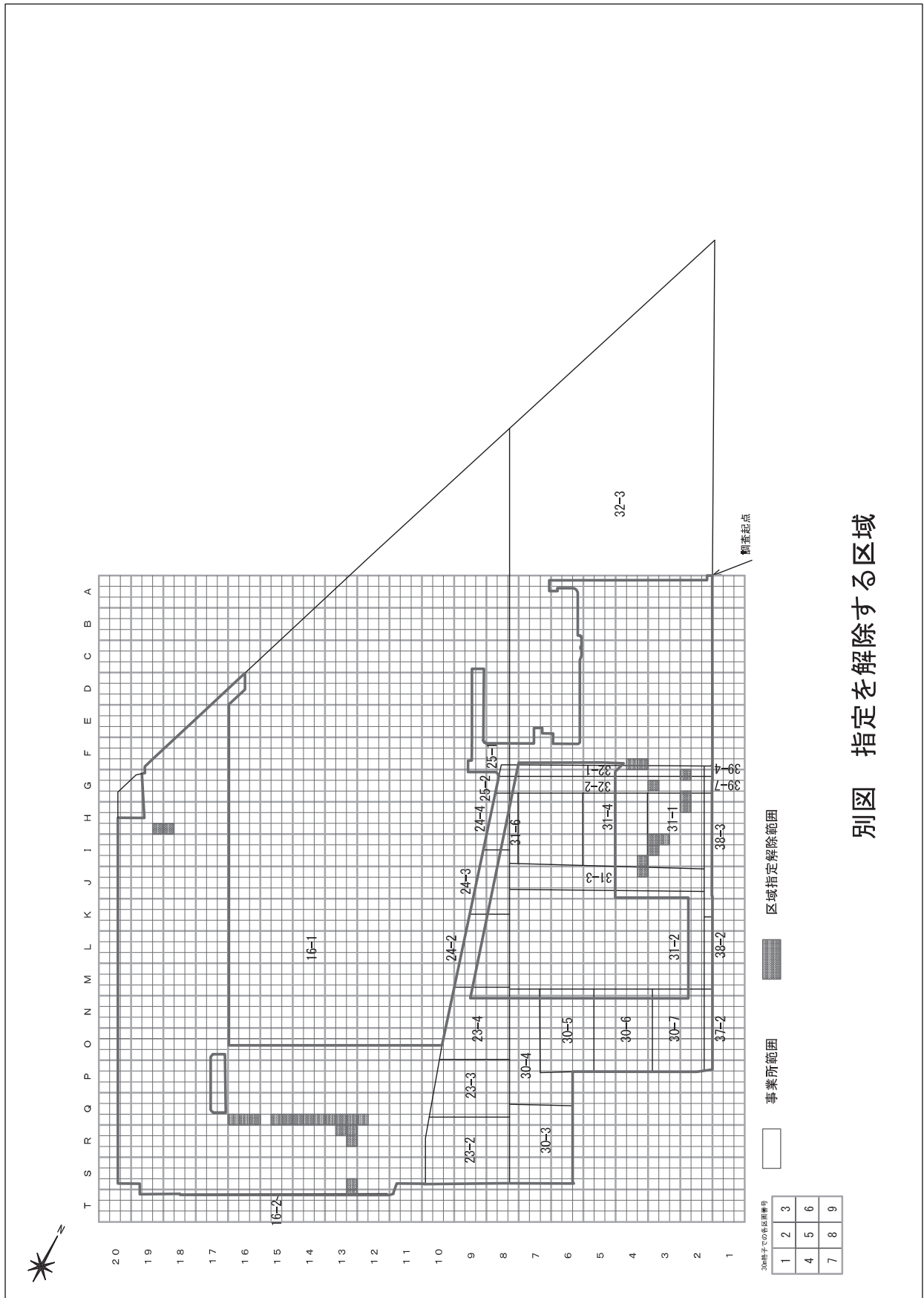
号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ベンゼン、シアン化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29

号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

シアン化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第429号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 11件

イ 教育委員会 1件

(2) 外部提供

ア 市長 9件

イ 消防長 2件

ウ 教育委員会 2件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定（よみうりランド地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市多摩区菅仙谷1丁目、菅仙谷3丁目及び菅仙谷4丁目並びに麻生区細山6丁目地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更
（菅仙谷95号線の線形変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市多摩区菅仙谷4丁目及び麻生区細山6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更
（菅仙谷95号線の線形変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市多摩区菅仙谷4丁目及び麻生区細山6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更

(菅仙谷95号線の線形変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市多摩区菅仙谷4丁目及び麻生区細山6丁目
地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第434号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画道路の変更

(1・4・1号 横浜羽田空港線の変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市川崎区 浅田4丁目、浅田2丁目、浅田1丁目、小田7丁目、鋼管通4丁目、浜町2丁目、浜町4丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、池上新町3丁目、四谷上町、昭和2丁目、出来野、大師河原2丁目、大師河原1丁目及び大師河原字上殿町耕地地先

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

公 告

川崎市公告第407号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月18日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内道路補修(緊急その2)工事
	履行場所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限	契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市宮前区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	平成29年8月1日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道細山204号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区細山1241番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月1日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	登戸土地区画整理事業区画道路8-2号線他道路築造等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1850番地先他
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	平成29年8月1日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第408号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年7月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区上作延字南原1002番
ほか4筆の一部
1,097平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市神奈川区金港町6番3
株式会社 ICS 代表取締役 池永 辰雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建て住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年1月31日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第165号
平成29年3月3日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第188号(変更)

川崎市公告第409号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の

(案件1)

規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区高石三丁目10番1
ほか8筆の一部
2,355平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社 東栄住宅 代表取締役 西野 弘
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：16戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年12月7日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第138号
平成29年3月9日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第192号(変更)

川崎市公告第410号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月19日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	有馬第2住宅新築第2号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬4丁目3086-10、3086-12
	履 行 期 限	契約の日から平成31年1月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月1日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	久末住宅新築第2号工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久末字後谷332-1の一部他
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月22日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月1日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（平成29年12月ごろ）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>
-------	---

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 日吉小学校ほか3校発電機設備設置工事
	履行場所 川崎市幸区北加瀬1丁目37番1号ほか3校
	履行期限 契約の日から平成29年12月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年8月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 御幸小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履行場所 川崎市幸区遠藤町1番地ほか1校
	履行期限 契約の日から平成29年12月27日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。</p>

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年8月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 井田小学校わくわくプラザ室ほか解体撤去その他工事
	履行場所 川崎市中原区井田中ノ町29番1号
	履行期限 契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る特定建設業の許可でも可とします。 なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、解体工事業又は平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「解体」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、平成28年5月31日までに監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者でも可とします。 なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、業種「解体」又は平成28年5月31日までに業種「とび・土工」の資格を有する主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 鉄骨造で延床面積100㎡以上の一棟からなる建築物解体工事の完工実績(元請に限る)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年8月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	今井小学校ほか3校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市中原区今井西町3番18号ほか3校
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	殿町小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区殿町1丁目17番19号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	港湾保安システム設備補修その10(情報伝送盤)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島保安制限区域内ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」種目「その他の通信設備」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。 (9) 本工事の入札用設計図書類(「工事設計書・図面・特記仕様書等」をいう。)貸与に関する情報等の取扱に係る「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。 	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	夜光町地区23'号陸開ほか改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区夜光1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	平成29年8月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場管理事務所棟昇降機設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	消防訓練センター主訓練塔改築その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番2号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月1日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市消防局航空隊旧庁舎解体撤去工事
	履行場所 東京都江東区新木場4丁目7番57号
	履行期限 契約の日から平成30年8月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る特定建設業の許可でも可とします。 なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、解体工事業又は平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「解体」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、平成28年5月31日までに監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者でも可とします。 なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、業種「解体」又は平成28年5月31日までに業種「とび・土工」の資格を有する主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (11) 延べ面積980㎡以上の一棟からなる建築物の解体工事实績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月1日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に付する事項	件名	動物愛護センター新築空調設備工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1700番8の一部
	履行期限	契約の日から平成30年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月1日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>	

(案件14)

競争入札に付する事項	<p>件 名 下小田中小学校校舎増築その他工事</p> <p>履 行 場 所 川崎市中原区下小田中3丁目35番1号</p> <p>履 行 期 限 契約の日から平成31年3月15日まで</p>
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）又は3者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」及び「構成員3」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、2者による共同企業体の場合には全ての構成員を20%以上、3者による共同企業体の場合には全ての構成員を15%以上とし、いずれの場合も代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。</p> <p>(4) 共同企業体の構成員3に必要な条件（3者による共同企業体の場合のみ）</p> <p>ア 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>イ 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「建築」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月1日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p>

そ の 他	<p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（平成29年12月ごろ）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>
-------	--

川崎市公告第411号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成29年7月19日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	市道幸2号線
指定区間の地名・地番	川崎市幸区塚越2丁目159番2の一部、159番30、159番30地先、塚越4丁目345番6、350番2の各一部 別図省略
幅員・延長	10.00～13.18m × 41.11m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建管指導第501号 平成29年7月19日

川崎市公告第412号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

平成29年7月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
東海道かわさき宿交流館
(川崎市川崎区本町1丁目8番地4)
 - 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
東海道かわさき宿交流館条例及び東海道かわさき宿交流館条例施行規則に定めるもののほか、詳細については東海道かわさき宿交流館指定管理仕様書に定めます。
 - 3 指定予定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
 - 4 申請方法
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 指定申請書（様式1）
- ※グループによる申請の場合は、次の書類も提出

してください。

(ア) グループ（共同事業体・SPC等）構成団体届出書（様式2-1）

(イ) 指定管理者指定グループ申請委任状（様式2-2）

イ 団体の概要（様式3）

※グループによる申請の場合は、次の書類を代表団体のみならず各構成団体も提出してください。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(イ) 過去2年間（平成27年度及び平成28年度）の事業実績書

(ウ) 平成28年度及び平成29年度の事業計画書及び収支予算書

(エ) 過去2年間（平成27年度及び平成28年度）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書

(オ) 役員名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(ク) 過去2年間（平成27年度及び平成28年度）の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）

(ケ) 法人にあつては、過去2年間（平成27年度及び平成28年度）の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあつては不要）

ウ 宣誓書（様式4-1）（申請資格及び提出書類に偽りのないことの確認用）

エ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式4-2）

オ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式4-3）

- カ 指定管理に係る事業計画書(様式5)
 キ 指定期間に属する平成30年度から平成34年度までの交流館の指定管理に係る各年度の収支予算書及び利用料金収入見積書(様式6)

(2) 仕様書等の配布及び申請書類等の提出

ア 配布期間

平成29年7月20日(木)から市の管理する公式ホームページにて配布します。

イ 説明会の開催

申請予定者に対して、次のとおり説明会を開催します。申請予定者はできる限り参加してください。

(ア) 開催日時

平成29年7月28日(金)10時～正午

平成29年8月3日(木)10時～正午

(イ) 場所

東海道かわさき宿交流館

(ウ) 参加申込

説明会に参加を希望される団体は、平成29年7月26日(水)の午後3時までに、電子メールに「指定管理者募集説明会参加申込書(様式7)」を添付し申込みください。

電子メール送信の際には、件名を「指定管理者募集説明会申込」とし、開封確認等着信を確認してください。

当日会場で募集要項、仕様書等の資料は配布しませんので、市の管理する公式ホームページから資料を印刷の上、持参してください。(希望者多数の場合には、参加人数等を調整させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。)

ウ 申請書類受付期間、提出場所、提出方法

(ア) 受付期間

平成29年8月25日(金)から平成29年9月1日(金)まで

(8月26日(土)及び27日(日)を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(イ) 提出場所

川崎市川崎区東田町8番地

川崎区役所7階

川崎市川崎区役所まちづくり推進部地域振興課

(ウ) 提出方法

持参してください。その他の方法(郵送、FAX等)では一切受け付けません。

(3) 問合せ先

川崎市川崎区役所まちづくり推進部地域振興課

川崎市川崎区東田町8番地

電話 044-201-3136

FAX 044-201-3209

電子メール 6ltisin@city.kawasaki.jp

川崎市公告第413号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市多摩区長沢一丁目、三丁目、同三田四丁目、五丁目及び同南生田七丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成29年7月20日

川崎市長 福田紀彦

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成29年7月20日(木)から平成29年8月9日(水)まで

3 閲覧場所

(1) 市役所閲覧

ア 場所 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク14階
建設緑政局道路管理部管理課

イ 日時 上記閲覧期間

8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び下記地元閲覧日を除く)

(2) 地元閲覧

ア 場所 川崎市多摩区登戸1775番地1

川崎市多摩区役所6階601会議室

イ 日時 平成29年8月5日(土)、8月6日(日)、8月7日(月)及び8月8日(火)の4日間

9時30分から16時まで

4 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

川崎市公告第414号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月21日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	京浜急行大師線連続立体交差事業東門前第2踏切代替施設(跨線人道橋)整備 詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東門前3丁目4番地先
	履 行 期 限	平成30年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 現場代理人及び照査技術者は、技術士〔建設部門〕(鋼構造及びコンクリート)、技術士〔総合技術監理部門〕、又はRCCM〔鋼構造及びコンクリート〕のいずれかの資格を有すること。 なお、現場代理人と照査技術者は兼務できない。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	向橋他3橋耐震補強設計委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生1丁目3番地先他3箇所
	履 行 期 限	平成30年1月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 主任技術者に、技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)、又は技術士(総合技術監理部門:鋼構造及びコンクリート)のいずれかを有する者を配置すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 7月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平字金井原1521番 1
ほか11筆
1,584平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都大田区南雪谷二丁目17番 8号
サンユー建設株式会社 代表取締役 馬場 宏二郎
- 3 予定建築物の用途
一戸建て住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年 2月20日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第180号

川崎市公告第416号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年 7月21日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	株式会社 成建 代表取締役社長 浅川 聡 川崎市宮前区土橋 2丁目 6番地17		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区神木本町 1丁目1610番 9の 一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	5.01メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第210号		指 定 年月日	平成29年 7月21日

川崎市公告第417号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年 7月21日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	株式会社 成建 代表取締役社長 浅川 聡 川崎市宮前区土橋 2丁目 6番地17		
	川崎市多摩区堰一丁目424番22の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	20.74メートル
	4.00メートル		5.00メートル
以下余白		以下余白	
川崎市指令ま建管指導 第209号		指 定 年月日	平成29年 7月21日

川崎市公告第418号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成29年 7月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 施設名称
かわさき新産業創造センター
 - (2) 所在地
川崎市幸区新川崎 7-7
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
管理の基準は、かわさき新産業創造センター条例及びかわさき新産業創造センター条例施行規則の規定に従います。主な業務の範囲は、次のとおりです。詳しくは、仕様書を御覧ください。
 - (1) 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等のための施設及び設備を利用に供すること。
 - (2) 施設を利用する者に対する経営、技術開発等に関する相談及び助言を行うこと。
 - (3) 施設を利用する者に対し、大学その他の研究機関、企業等との共同研究を促進するための交流及び連携に関する支援を行うこと。
 - (4) 企業を支える基盤技術の高度化の促進のための研修に関すること。
 - (5) 施設等の維持管理に関すること。
 - (6) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 3 指定予定期間
平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年 間
- 4 申請の方法
 - (1) 主な提出書類
ア 指定申請書

- イ 団体の概要
 - ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - エ 役員名簿及び履歴書
 - オ 組織及び運営に関する事項を記載した組織図等の書類
 - カ 申請書提出時の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数等の人員表
 - キ 現に行っている事業概要を記載したパンフレット等の資料
 - ク 平成28年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算（ただし、平成29年度に設立された法人にあつては設立時点の財産目録）
 - ケ 平成29年度及び平成30年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
 - コ 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税の未納税額のないことの証明書、市内に事業所を有する場合は川崎市税の平成27年度分及び平成28年度分の納税証明書
 - ケ 宣誓書（申請資格及び提出書類に偽りのないことの確認用）
 - コ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - サ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書
 - シ 指定管理に係る事業計画書
 - ス 指定期間における収支予算書及び利用料金収入見積書
- (2) 申請書類等の配布期間
平成29年 7月24日（月）から平成29年 8月31日（木）まで
- (3) 申請受付期間
平成29年 7月24日（月）から平成29年 8月31日（木）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (4) 申請受付場所
川崎市経済労働局次世代産業推進室
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
- (5) 申請方法
持参（郵送による申請は受け付けません）
- 5 説明会の開催
- (1) 説明会開催予定期間
平成29年 8月1日（火）から平成29年 8月4日（金）まで
- (2) 説明会会場

かわさき新産業創造センター新館（NANOBI C）研究棟2階 会議室（予定）

(3) 説明会申込方法

平成29年 7月31日（月）の正午までに、担当宛て電子メールにて申し込んでください。

6 問合せ先

川崎市経済労働局次世代産業推進室

T E L 044-200-2407

F A X 044-200-3920

電子メール 28sozo@city.kawasaki.jp

川崎市公告第419号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年 7月24日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主	川崎市多摩区柘形二丁目17番32号		
住所・氏名	齊藤 嗣夫		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区柘形二丁目1452番 4 別図参照		
幅 員	6.00メートル	延 長	9.32メートル
	5.00メートル		5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第604号	廃 止 年月日	平成29年 7月24日	

川崎市公告第420号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	主要地方道東京大師横浜舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町2丁目26番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月21日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第421号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 こども文化センター建築設備定期点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内のこども文化センター全57箇所
- (3) 完了期限 平成30年3月30日(金)
- (4) 業務概要 詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。
 - (3) 一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者を有すること。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません(入札参加資格を証する書類を添付してください)。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎13階

こども未来局青少年支援室 進藤・布施

電話044-200-1988(直通)

FAX044-200-3931

E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年7月25日(火)から平成29年8月8日(火)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の交付及び一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成29年8月10日(木)の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分に一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(2) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年7月25日(火)から平成29年8月15日(火)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

E-mailによります。

E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成29年8月17日(木)に全事業者に文書(E-mail)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、こども文化センター建築設備定期点検業務委託にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年8月21日(月)10時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyakucity.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ
- (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第422号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
5生活環境事業所消防用設備保守点検業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区塩浜4丁目11番9号 ほか4か所
 - (3) 履行期間
契約日から平成30年3月23日(金)
 - (4) 業務概要
本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、生活環境事業所の消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。
- #### 2 一般競争入札参加資格
- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されている者。
 - (5) 過去2年間で官公庁において消火設備保守点検業務の契約実績があること。
 - (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士(甲種第1、2、4、5類及び乙種第6類)免状を保有するものを業務にあたらせるこ

と。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・提出について

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び(4)の書類を提出すること。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務契約実績の配布・提出

配 布 場 所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード
配布・提出期間：平成29年7月25日(火)から平成29年7月28日(金)
午前9時から午後4時まで
(12時から13時までを除く)

受 付 場 所：〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部施設整備課

水岡、小山、森田、栗野

電 話 044-200-2577(直通)、

F A X 044-200-3923、

e-mail: 30sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 仕様書等の配布

配 布 場 所：〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部施設整備課

水岡、小山、森田、栗野

電 話 044-200-2577(直通)、

F A X 044-200-3923、

E-mail: 30sisetu@city.kawasaki.jp

配 布 期 間：平成29年7月25日(火)から平成29年7月28日(金)
午前9時から午後4時まで
(12時から13時までを除く)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

イ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明できる書類

なお、仕様書等については、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務契約実績等の提出書類が確認できた場合に配布致します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年 8月 3日 (木)

(直接受取られる場合は、午前9時から午後4時まで (12時から13時までを除く))

(2) 交付場所

3(2)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

(2) 配布期間

平成29年 7月25日 (火) から平成29年 7月28日 (金)

(3) 質問受付日

平成29年 8月 4日 (金) 午前9時から午後3時まで (12時から13時までを除く)

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXとします。

(6) 回答方法

平成29年 8月 8日 (火) 全社に文書 (電子メールまたはFAX) にて送付し、併せて、川崎市役所第3庁舎16階 環境局施設部施設整備課前 質問回答書掲示板に掲示します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年 8月10日 (木) 午後1時30分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページ (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) にて閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ。

(3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第423号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター空気圧縮機点検整備業務委託

(2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から平成29年12月1日(金)まで

(4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」もしくは「準市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空気圧縮機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、上記2(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 伊藤、二戸
電話 044-200-2587(直通)

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
平成29年7月25日(火)から平成29年7月31日(月)9時から17時まで
(12時から13時の時間帯、及び土曜、日曜は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年8月7日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年8月7日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成29年8月7日(月)から平成29年8月10日(木)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

- 平成29年8月21日(月)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 平成29年8月28日(月)
15時30分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書の作成 要

- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」

から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第424号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター減速機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：
川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成29年11月30日(木)まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、上記2(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 二戸、伊藤
電話 044-200-2587(直通)
※競争入札参加申込書については、川崎市ホーム

ページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
平成29年7月25日(火)から平成29年7月31日(月)9時から17時まで
(12時から13時の時間帯、及び土曜、日曜は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年8月7日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年8月7日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成29年8月7日(月)から平成29年8月10日(木)
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法
平成29年8月21日(月)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成29年8月28日(月)

- 16時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階 環
境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をも
って有効な入札を行った者を
落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち
に再入札を行います。(開札
に立ち会わない者は、再入札
に参加の意思がないものとみ
なします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得
等は、入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規程」
から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第425号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交
換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月16日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている
脱臭装置の機能を正常に維持するため
に必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の
業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点
検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、
脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。
ただし、民間実績については、同等の契約実績を有
すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入
札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

川崎市王禅寺処理センター

技術係 眞鍋、齊藤

電 話 044-966-6135

F A X 044-951-0314

※競争入札参加申込書については、川崎市ホーム
ページ「入札情報かわさき」よりダウンロード
できます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年7月25日(火)から平成29年7月31日
(月)9時から17時まで(日曜日及び12時から13時
の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の
交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格が
あると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等
を平成29年8月7日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際
に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メ
ールで配信します。電子メールアドレスを登録してい
ない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 平成29年8月7日(月)9時から17時
まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成29年8月7日(月)から平成29年8月10日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-951-0314
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
平成29年8月14日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成29年8月17日(木)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地王禅寺処理センター3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規

定」から閲覧できます。
(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第426号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。
平成29年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる都市公園の名称及び所在地
名 称 川崎国際生田緑地ゴルフ場
所在地 川崎市多摩区枳形七丁目1-10
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)
- 4 事業計画書等の提出の方法
(1) 事業計画書等の提出場所
建設緑政局緑政部みどりの企画管理課
川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク17階
電話 044-200-3498
- (2) 提出書類
ア 応募書
イ 以下に掲げる応募に必要な書類
(ア) 指定期間に属する各年度の川崎国際生田緑地ゴルフ場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
(イ) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
(ウ) 法人にあつては登記簿の謄本
(エ) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
(オ) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

- (カ) 役員の名簿及び履歴書
- (キ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (ク) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (ケ) 前各号に掲げるほか、その他市長が必要と認める書類
- (3) 募集の期間
平成29年7月26日(水)から平成29年9月8日(金)まで
- (4) 応募書類の受付期間
平成29年9月1日(金)から平成29年9月8日(金)まで(土・日を除く)

午前8時30分から午後5時15分(但し、正午から午後1時は除く)
持参(郵送による提出はできません)
(5) 問い合わせ先
川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課
電話:044-200-3498

川崎市公告第427号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成29年7月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	道路照明設置その3工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺東3丁目15番地先他3箇所
	履 行 期 限	契約の日から135日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	浮島埋立事業所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町523番地1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。	

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年8月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	南部リサイクルセンター管理棟空調設備更新工事
	履行場所	川崎市川崎区夜光3-1-3
	履行期限	契約の日から平成30年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月25日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	川崎市産業振興会館自動火災報知その他設備改修工事
	履行場所	川崎市幸区堀川町66番地20
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	<p>(6) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「消防施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(7)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。</p> <p>(9) 延べ面積10,000㎡以上の建物でG R型又はR型の自動火災報知設備工事の完工実績（元請に限る。）を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月1日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第428号

平成29年7月28日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	地籍調査測量（補正・補完）委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区駅前本町12番1
	履 行 期 限	平成30年3月23日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(5) 地籍調査業務を請負った実績があること。</p> <p>(6) 主任技術者として、測量士の資格を有し、かつ地籍調査業務に関し、実務経験を有する者を現場に常駐で配置すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月31日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字中耕地1001番1
ほか5筆の一部
574平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区野川324番地
小宮辰次郎
- 3 予定建築物の用途
長屋
計画戸数：10戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年 3月30日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第203号
平成29年 6月20日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第34号（変更）
平成29年 7月11日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第45号（変更）

川崎市公告第430号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定に基づき事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 再開発会社の名称
鹿島田駅西部地区再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
第一種市街地再開発事業
鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
施行認可の公告の日から平成29年11月
- 4 施行地区
川崎市幸区鹿島田一丁目の一部
- 5 事務所の所在地
川崎市川崎区東田町8番地
- 6 施行認可の年月日
平成20年 2月 1日
- 7 変更の内容

	変更前	変更後
事業施行期間に関する事項	施行認可の公告の日から平成30年 3月	施行認可の公告の日から平成29年11月

- 8 事業計画の変更の認可の年月日
平成29年 7月31日

川崎市公告第431号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 7月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 7月14日	特定非営利活動法人 ほっと	大宮 浩子	川崎市多摩区寺尾台1丁目12番地2	この法人は、地域の障害者・高齢者の中で支援を必要とする方を対象とした日常生活支援事業及び当該事業に係るボランティア育成等事業を行うとともに、子どもから大人まで様々な垣根を越えた方が集い学び合える「場」における英語学習等推進事業を行うことにより、地域福祉の増進、社会教育の推進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第432号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年 7月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年7月22日	特定非営利活動法人 CPサッカー&ライブ エスペランサ	神 幸雄	川崎市幸区南加瀬3丁目 4番3号-202 クアルトビル	この法人は、一般市民、肢体不自由児者及びその家族に対して、パラリンピック種目であるCPサッカー（脳性まひ者7人制サッカー）に関するサッカークラブ運営事業、選手の育成強化及び指導者養成に関する事業、イベントや各種講習プログラムの企画運営事業、普及啓発事業等及び、肢体不自由児者等の自立支援に関する事業、調査・研究に関する事業、普及啓発事業等を行い、障害者福祉の増進、障害者スポーツの振興、青少年の健全育成、障害者の自立と社会参加の増進及び共生社会の実現に寄与することを目的とする。
平成29年7月27日	NPO法人 エージェンシー3R	繁宮 仁	川崎市幸区南加瀬4丁目 33番32号	この法人は、川崎市及び周辺地域の人々に対して、家庭ごみを抑制する世帯の行動支援を目的に、家庭ごみに関する情報収集及び情報提供等を行い、家庭ごみに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、地域社会における市民活動団体・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第433号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	幸区内道路補修（取付管）工事
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年8月22日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道小川町線道路改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小川町6-7番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月1日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第286号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

国保情報集約システムとの情報連携のための
国保ハイアップシステム改修業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年7月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 木下 孝彦
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
クイーンズタワーC

5 契約金額

43,437,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第287号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年8月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の内容
平成29年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年6月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NTTファイナンス 株式会社 横浜支店
支店長 大西 正義
横浜市西区みなとみらい四丁目7番3号
横浜メディアタワー13階
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)
91,218,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年4月10日

川崎市公告(調達)第288号

委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
平成29年度保育所等入所案内コールセンター運営業務委託
 - (2) 履行場所
こども未来局子育て推進部保育課
 - (3) 履行期間
 - ① 契約締結日から平成30年2月16日まで(運営開始は平成29年10月2日とする)
なお、契約締結日から平成29年10月1日までは準備期間とする。
 - ② コールセンターの稼働については、平成29年10月2日から平成29年11月17日及び平成30年1月26日から平成30年2月16日まで。
 - (4) 委託内容
子ども・子育て支援新制度及び保育所等入所の相談・問合せに関する電話・FAXによる対応及びその運営業務
- 2 競争参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 過去5年以内に、コールセンター運営業務について、契約実績があること。
 - (5) この業務委託の契約締結後、確実かつ速やかに人材を確保し、研修等を実施することが可能であること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0005
川崎市川崎区東田町5-4川崎市役所第3庁舎14階
こども未来局子育て推進部保育課
電 話 : 044-200-3727
E-mail : 45hoiku@city.kawasaki.jp
(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)
 - (2) 配布・提出期間
平成29年8月10日(木)から平成29年8月17日(木)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
 - (3) 提出方法
持参とします。
 - 4 入札説明書等の閲覧及び交付
競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、入札説明書等を無償で交付します。また、入札説明書等は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。
なお、交付した入札説明書等は、後日回収いたしますので、交付と引換えに身分及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出していただきます。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付期間
平成29年8月10日(木)から平成29年8月17日(木)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に

日時の指定を受けなければなりません。事前連絡がない場合は交付できないことがあるので注意してください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに平成29年8月18日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成29年8月18日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成29年8月21日(月)から平成29年8月23日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のメールアドレスあてに開封確認付きの電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、平成29年8月28日(月)までに電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区東田町5-4川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

イ 日時 平成29年8月31日(木)午前10時

(3) 郵送による場合の入札書のあて先及び送付期限

ア 宛先

3(1)に同じ

イ 送付期限 平成29年8月30日(水)午前9時必着

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

入札後速やかに契約書を作成することを要します。また、この委託契約に関する詳細なスケジュール及び必要となる様式について、川崎市の指示に基づき速やかに提出することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規程において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第289号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷・封入封緘外部委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部企画課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年7月25日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 コーユービジネス 東京支店

執行役員東京支店長 馬場 時宏

東京都品川区東五反田2丁目2番3号

5 落札金額

79,298,407円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年6月12日

川崎市公告(調達)第290号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度防災行政無線システム定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所
第3庁舎7階ほか

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月23日まで

(4) 業務概要

防災行政無線システムを構成している、多重系無線設備、テレメータ系無線設備、同報系無線設備、衛星通信設備、デジタル移動系無線設備等の各種設備の定期点検、バッテリー交換、必要な調整等を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ

て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上国又は地方公共団体において、無線設備の点検等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所

第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電話 044-200-2857(直通)、

FAX 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年8月10日から8月18日までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年8月21日の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日、並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

- 平成29年8月23日 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。
- (2) 場所
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先
「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
平成29年8月10日から8月23日までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年8月24日の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日、並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)
- ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3972
ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
平成29年8月25日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参して

ください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年8月28日 午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「公契約関係」を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・

提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第291号

入札公告

平成29年 8月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 撤去保管自転車1次売却
- (2) 履行場所 自転車等保管所9施設
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月31日
- (4) 概 要 本契約は川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）に基づき売却処分をするもの。なお、詳細は別途仕様書によるものとする。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「自動車」のうち種目「二輪車」で登録がされていること。
- (4) 神奈川県公安委員会より古物商の許可を受けたもの
- (5) 財団法人日本交通管理技術協会による自転車安全整備士の認定を受けたもの
- (6) 川崎市内に販売店舗を南エリア（川崎、幸、中原）、北エリア（高津、宮前、多摩、麻生）それぞれに有していること。

3 競争入札参加申込書及び仕様書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申し込みをしなければならない。

- (1) 配布期間
平成29年 8月10日（木）から平成29年 8月18日（金）まで（土・日曜日を除く。）
午前9時から正午及び午後1時から午後4時
- (2) 配布場所
川崎市ホームページ内、

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-5-7-0-0-0-0-0-0.html>

又は、

川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパークビル20階
建設緑政局自転車対策室（担当 本間）

(3) 提出期間

平成29年 8月11日（金）から平成29年 8月18日（金）まで（土・日曜日を除く。）

午前9時から正午及び午後1時から午後4時

(4) 提出物

競争入札参加申込書

(5) 提出方法

持参もしくはメール、FAXにて提出して下さい。メール、FAXでの提出の場合必ず提出した旨を担当あて電話連絡してください。

(6) 提出場所

〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパークビル20階
建設緑政局自転車対策室（担当 本間）
電 話：044-200-2303
FAX：044-200-3979
E-Mail：53ziten@city.kawasaki.jp

(7) 入札説明会

本業務における売却対象自転車がどの程度の品質であるのかについて説明を行います。

場所：今井西町自転車等保管所（川崎市中原区今井西町1番47号）

日時：平成29年 8月16日（水）午後2時から（1時間程度）

(8) その他

提出した書類に関して説明を求める場合があります。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、「平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書」の委任先メールアドレスに平成29年 8月21日（月）までに送付します。

なお、委任先メールを登録していない場合は、平成29年 8月21日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで上記3(6)の提出場所に直接受け取りにくるようお願いします。

5 仕様に関する問い合わせ及び回答

(1) 問い合わせ期間

平成29年 8月21日（月）から平成29年 8月23日（水）まで

午前9時から正午及び午後1時から午後4時

(2) 問い合わせ先

上記3(6)に同じ。

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあてに送付してください。また、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。なお、質問書以外による問い合わせには一切応じません。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、平成29年8月25日(金)に、全参加者あてにFAX又は電子メールにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札の方法

- ア 入札書の提出日時
平成29年8月28日(月) 午前10時
- イ 入札書の提出場所
川崎区宮本町2番地31
JAセレサみなみビル4階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時及び場所

上記7(1)に同じ。

(4) 落札者の決定方法

撤去、保管等に要する費用(2,500円)を最低価格とし、予定台数をすべて引受けた場合の1台あたりの金額(税抜き)を、入札金額とします。

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく高価格であるときは、調査を実施することがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則第33条第4号の規定により免除します。

(2) 契約書の作成の要否

- ア 契約書を作成することを要します。
- イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(6)の提出場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによるものとします。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札金額等
 - ア 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。
 - イ 入札は所定の入札書をもって行うものとします。
- (4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出してください。
- (5) 再度入札の実施
 - 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとします。ただし、前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたものと及び開札に立ち会わない者は除くこととします。
- (6) 関連情報を入手するための窓口は上記3(6)の提出場所と同じです。

川崎市公告(調達)第292号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 入退室管理システムに係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期間 平成29年10月1日～
平成34年9月30日
- (4) 調達物品の概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
第3庁舎9階
総務企画局情報管理部システム管理課
高村・滝澤
電 話 044-200-2074(直通)
F A X 044-200-3752
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
平成29年8月10日(木)から平成29年8月17日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所
上記3(1)に同じ
 - (2) 日時
平成29年8月21日(月)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - (3) その他
一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は上記3(1)の場所において平成29年8月10日(木)から平成29年8月17日(木)ま

で縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日時 平成29年8月21日(月)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 総務企画局情報管理部システム管理課

6 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ
- (2) 問い合わせ期間
平成29年8月21日(月)から平成29年8月23日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。
なお、その際には、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、平成29年8月25日(金)までに、FAX又は電子メールにて全社宛て送付します。

7 商品説明書(カタログ等)の提出について

この入札の参加者は、納入する物品が仕様書に合致することを示すため、納入予定の物品の商品説明書(カタログ等)を平成29年8月29日(火)午後5時15分までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

- (1) 入札方法
リース総額(税抜)を入札金額として行います。
契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年8月31日(木)午後2時

- イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室1
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無
効とします。
- 10 契約の手続き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当
該金額について減額又は削除があった場合は、この
契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その
損失の補償を川崎市に対して請求することができる
ものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、上記3(1)と同
じです。

税 公 告

川崎市税公告第132号

市税過誤納金等還付(充当)通知書を別紙記載の者に
送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事
業所が不明のため送達することができないので、地方税
法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税
条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により
公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年7月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第133号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、地方税法(昭和25年法律
第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年
川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第134号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎
市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

平成29年7月25日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第135号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきと
ころ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の
ため送達することができないので、地方税法(昭和25年
法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25
年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により
交付します。

平成29年7月28日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成29年8月8日	計1件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	4月随時分	平成29年8月8日	計17件
平成28年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成29年8月8日	計1件
平成28年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成29年8月8日	計1件
平成28年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	平成29年8月8日	計1件
平成28年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期分	平成29年8月8日	計2件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	平成29年8月8日	計21件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	平成29年8月8日	計1件
平成28年度	軽自動車税	全期分	平成29年8月8日	計1件
平成29年度	軽自動車税	全期分	平成29年8月8日	計10件
平成29年度	法人市民税	5月随時分	平成29年8月8日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第136号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年7月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上下水道局告示**川崎市上下水道局告示第27号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年7月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定有効期間

平成29年8月1日から

平成34年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1032

商号又は名称 株式会社清水設備

営業所所在地 横浜市戸塚区名瀬町1827-1

アスティオンD棟101号

代表者氏名 清水 克己

指定番号 1033

商号又は名称 有限会社S A I N

営業所所在地 横浜市磯子区田中一丁目26番4号

代表者氏名 池田 優

川崎市上下水道局告示第28号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年7月24日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定有効期間

平成29年8月1日から
平成34年7月31日まで

2 指定工事店

- 指定番号 874
商号又は名称 株式会社池部設備
営業所所在地 相模原市緑区橋本台2-9-5
代表者氏名 池部 晋一郎
- 指定番号 875
商号又は名称 有限会社リョクト設備工業
営業所所在地 横浜市旭区上川井町2001番地15
代表者氏名 渡邊 昌雄
- 指定番号 877
商号又は名称 株式会社ブルーライン
営業所所在地 川崎市中原区上小田中6丁目24番3号
内藤第2ハイム1F
代表者氏名 清水 謙二
- 指定番号 878
商号又は名称 有限会社中設備工業所
営業所所在地 横浜市鶴見区生麦四丁目25番38号
代表者氏名 中川 浩康
- 指定番号 879
商号又は名称 有限会社ランド・ワークス
営業所所在地 横浜市旭区今川町40番地1号
代表者氏名 宇佐美 豊
- 指定番号 880
商号又は名称 ノアル総合設備株式会社
営業所所在地 相模原市緑区下九沢1558番地85
代表者氏名 高橋 直幸

川崎市上下水道局告示第29号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1563号
氏名又は名称 株式会社伏見工業
住 所 東京都大田区西蒲田八丁目13番5号
旭ビル3階
代表者氏名 伏見 正国
指定年月日 平成29年7月26日

2 指定番号 第1564号

氏名又は名称 有限会社S A I N
住 所 横浜市磯子区田中一丁目26番4号
代表者氏名 池田 優
指定年月日 平成29年7月26日

3 指定番号 第1565号

氏名又は名称 株式会社ウォーターソニック
住 所 横浜市旭区市沢町586番地53
代表者氏名 宇佐見 和夫
指定年月日 平成29年7月26日

4 指定番号 第1566号

氏名又は名称 有限会社川瀬土木
住 所 東京都小平市学園西町二丁目18番12号
代表者氏名 川瀬 茂樹
指定年月日 平成29年7月26日

5 指定番号 第1567号

氏名又は名称 株式会社エクトル
住 所 神奈川県藤沢市辻堂元町一丁目1番
31-5号
代表者氏名 松尾 隆志
指定年月日 平成29年7月26日

6 指定番号 第1568号

氏名又は名称 株式会社ウォーミングパン
住 所 横浜市青葉区みたけ台44番地1
代表者氏名 榎本 充芳
指定年月日 平成29年7月26日

川崎市上下水道局告示第30号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

平成29年7月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1181号
氏名又は名称 株式会社日栄エンジニアリングサー
ビス
住 所 千葉県松戸市串崎南町242
代表者氏名 長内 誠
廃止年月日 平成29年5月31日
- 2 指定番号 第1109号
氏名又は名称 株式会社村山設備
住 所 横浜市金沢区釜利谷西3丁目24番9号
代表者氏名 村山 竜治

廃止年月日 平成29年 1月 6日

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

上下水道局 告示

川崎市上下水道局公告第58号

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	濃硫酸 1 t (単価契約)
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田 5-1-1 長沢浄水場
	履 行 期 限	平成29年10月 1日から平成30年 3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、種目「化学工業薬品」に登録されていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成29年 9月12日 午前10時30分(砂子平沼ビル 7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	ディーゼルエンジン駆動型自吸式排水ポンプ
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内 3-22-1 等々力水処理センター
	履 行 期 限	平成30年 3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「産業機器」、種目「建設・電気機器」に登録されていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成29年 9月12日 午前10時30分(砂子平沼ビル 7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場及び生田浄水場 場内設備整備工事に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内) ほか1箇所
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」の双方に登録されている者。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した水道施設(浄水場等の基幹構造物)の新設(更新含む)に係る詳細(実施)設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者をすべて配置できること。</p> <p>ア 本業務の業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上水道及び工業用水道)又は上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)の資格を有する者。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することができません。また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることを要します。</p> <p>イ 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)若しくは総合技術部門技術士(鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者、又はコンクリート診断士若しくはコンクリート主任技師のいずれかの資格を有する者。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	第1導水ずい道山中監視孔移設に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	東京都町田市上小山田町1064番地3 (山中監視孔)
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月23日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>業務責任者(上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上水道及び工業用水道)の資格を有する者)及び照査技術者。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務できません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	

入札日時等	平成29年8月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎余熱利用プールほか改修実施設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成29年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ア及びイは兼任できません。 ア 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(下水道)、上下水道部門技術士(下水道)、又は下水道法に規定された資格を有する者 イ 建築担当技術者として、建築士法による1級建築士の資格を有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年8月22日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月18日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	観音川雨水滞水池ほか建設機械その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜2-24-9ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年12月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	

参加資格	<p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 平成14年4月1日以降に完成した、計画水量7m³/秒以上の下水道施設において、電動式流入ゲート設備の製作・据付工事の元請としての完工実績を有すること(修理及び整備工事は除く。)。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	平成29年8月21日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	木月住吉町150mm・100mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：中原区木月住吉町18-1先</p> <p>至：中原区西加瀬8-10先 ほか3件</p>
	履行期限	契約の日から185日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年8月21日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	木月住吉町150mm・100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事
	履 行 場 所	自：中原区木月住吉町18-1先 至：中原区西加瀬8-10先 ほか3件
	履 行 期 限	契約の日から180日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年8月21日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	麻生・等々力下水圧送管その9工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中5丁目、下新城1丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から295日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。	

参加資格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年8月21日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第61号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	京町ポンプ場建設機械その13工事
	履行場所	川崎市川崎区京町2-23-1
	履行期限	契約の日から平成30年12月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 平成14年4月1日以降に引渡し完成した、計画水量5m³/秒以上の下水道施設において、スクリーン設備の製作・据付工事の元請としての完工実績を有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	

入札日時等	平成29年9月4日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	中島地区ほか下水枝線第212号工事
	履行場所	川崎市川崎区中島3丁目、大島5丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月4日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原貯留管建設機械その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 下水道処理施設において、口径150mm以上のポンプ設備及び脱臭設備の製作・据付工事の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>	
入札日時等	平成29年8月28日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第16号

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 7月31日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局広告取扱規程（平成27年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸袋ステッカー広告	1箇月以内	縦22cm×横60cm	330
降車ロワイドステッカー広告	1箇月以内	縦50cm×横70cm	590

」

を

「

戸袋ステッカー広告	1箇月以内	縦22cm×横60cm	330
サブロク両面ステッカー広告	1箇月以内	縦30cm×横60cm	560
降車ロワイドステッカー広告	1箇月以内	縦50cm×横70cm	590

」

に改める。

附 則

この規程は、平成29年 8月 1日から施行する

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月26日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市バス事業次期経営計画策定支援業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 他
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年3月31日まで
- (4) 業務概要

次期経営計画策定のために行われる川崎市バス事業アドバイザー・ボード運営における支援業務

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「調査・測定」、種目「市場調査」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に本市、他官公庁において計画策定支援業務を受託した実績があること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年7月26日から平成29年8月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年8月2日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、この確認通知は、申請時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、申請時に遡って提出書類の確認をすることにより行うものとします。この結果、入札参加資格がなく申請を行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様に関する問い合わせ先

企画管理部 経営企画課 田中
電話 044-200-3221

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総額で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成29年8月9日 午前11時00分
- イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法及び最終的な入札参加資格の審査等

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者としてします。

当該落札候補者について、2に定める入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な審査をした上で、落札者として決定します。審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、その入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

(6) 落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書等の提出

開札後速やかに、交通局企画管理部経理課から、落札候補者へ電話連絡しますので、落札候補者については、次に掲げる書類を当日中に本件業務の発注部署(企画管理部 経営企画課 電話044-200-3221)に持参し、確認を受けてください。

- ア 落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書
- イ 2(4)の実績を証する書類

※落札候補者に係る入札参加資格確認(申請)書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(7) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

リヤ左右タイヤハウス交換及び後方左右縦・横骨材部腐食改修作業【5両】一式(塩浜営業所S4485-4489号車)

(2) 履行場所

塩浜営業所

(3) 履行期限

平成29年12月22日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該案件を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年7月28日から平成29年8月10日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年8月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 石沢
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月31日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作

成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第28号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月25日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
 - ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け取ります。
 - イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
 - (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 - (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 - (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 - (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
 - ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
 - エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け取ります。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札

情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

- ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。
 - 病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）
 - イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
 - なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
 - ウ 入札保証金は免除します。
 - エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。
 - 入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
 - オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
 - ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
 - イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院RO装置及び手洗装置保守点検業務委託
	履行場所	川崎市立井田病院（川崎市中原区井田2-27-1）
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療機器維持管理」
	その他	本契約を締結する時点で次に掲げる有資格者を含む公的資格取得者を履行場所に配置できること。 (参加申込時に下記資格の保有がわかるような写しなどを提出すること) ・医療機器の修理業の許可証
競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け取ります。	

最低制限価格の有無	設定しません。
入札保証金	免除します。
契約保証金	契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
入札及び開札	平成29年8月8日 午前10時00分

川崎市病院局公告第29号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月25日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044 - 200 - 3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回

り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する開放型保育器の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無		設定しません。
入札及び開札		平成29年8月8日 午前10時00分

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する腹腔鏡スコープの調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無		設定しません。
入札及び開札		平成29年8月8日 午前10時00分

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する上部消化管汎用ビデオスコープの調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無		設定しません。
入札及び開札		平成29年8月8日 午前10時00分

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院で使用する大腸ビデオスコープの調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年8月8日 午前10時00分	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院で使用する心臓超音波診断装置の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年8月8日 午前10時00分	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する電気メスの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年8月8日 午前10時00分	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する手術用无影灯の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年7月25日から平成29年8月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年8月8日 午前10時00分	

川崎市病院局公告第30号

公募型企画提案の実施に関する公告

川崎市立病院及び川崎市病院局ホームページ作製業務及び保守管理業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について次のとおり公告します。

平成29年 7月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 委託業務の名称

川崎市立病院及び川崎市病院局ホームページ作製業務及び保守管理業務委託

(2) 委託業務の内容

川崎市立病院及び川崎市病院局ホームページ作製業務及び保守管理業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

ただし、作製業務は、平成30年1月31日までとします。

(4) 参考価格

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

2 提案書提出者の資格

提案書を提出する者は、以下の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 本企画提案に対する参加意向申出書の提出日において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日付け63川財工第166号）による指名停止期間中でないこと。

(3) 「平成29・30年度業務委託有資格者名簿」に登録されていること。

(4) 200床以上の病院に関するホームページの作製を平成24年4月1日以降に実施していること。

3 受託適格者の特定方法

本業務委託に係る実施体制、技術提案等に関する提案書を提出した者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、受託適格者を特定します。

4 担当部課

川崎市病院局経営企画室 経営企画担当

住 所 川崎市川崎区砂子1-8-9

川崎御幸ビル7階

電話番号 044-200-3702

F A X 044-200-3838

メールアドレス 83keiki@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領、仕様書、関係様式、その他公募型企画提案に係る情報の入手方法

4の担当部課の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

6 参加意向申出書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年8月1日（火）17時必着

提出場所：4の担当部課

提出方法：郵送、持参のいずれかにより提出してください。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年8月15日（火）17時必着

※部数は10部です。

提出場所：4の担当部課

提出方法：郵送、持参のいずれかにより提出してください。

提出書類：①提案書 ②見積書 ③事業者の概要がわかる資料

8 プレゼンテーションについて

開催日時：平成29年8月22日（火）～9月4日（月）

のうち4の担当部課が指定する日時

※詳細については、提案者が確定した後、速やかにお知らせします。

9 提案書に使用する言語及び通貨

言語：業務に必要な場合を除き、日本語を使用します。

通貨：業務に必要な場合を除き、日本国通貨を使用します。

10 契約書作成の要否

受託適格者を特定したのち、提案内容を受けて、必要に応じて仕様書を修正した上で、本業務委託に係る契約を締結します。

11 その他必要と認める事項

企画提案に要する一切の費用は提案者の負担とします。

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第4号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙及びこれと同時に行う川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録にかかる基準日は、次のとおりです。

平成29年7月21日

川崎市選挙管理委員会

委員長 笠 原 勝 利

同 山 田 益 男

1 川崎市長選挙

選挙時登録の基準日 平成29年10月7日

29川総行革第260号

2 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙

選挙時登録の基準日 平成29年10月12日

平成29年6月30日

監 査 告 示

川崎市監査告示第2号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人山崎聡一郎の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成29年7月28日

川崎市監査委員 村 田 恭 輔
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一
同 山 田 益 男

氏 名	住 所	補助させる期間
笈川翔太郎	東京都小平市学園東町1丁目3番14-1007号	平成29年8月2日から平成30年3月31日まで
関根 淳一	東京都江東区有明1丁目4番11-2413号	平成29年8月2日から平成30年3月31日まで
山本 夏海	埼玉県さいたま市北区別所町126の12	平成29年8月2日から平成30年3月31日まで
山口 麻未	東京都文京区本郷6丁目6番12号	平成29年8月2日から平成30年3月31日まで

監 査 公 表

29川監公第6号

平成29年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年12月12日付け28川監公第13号で公表した定期監査及び同日付28川監公第14号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔
同 植 村 京 子
同 花 輪 孝 一

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 植村 京子 様
同 花輪 孝一 様
同 山田 益男 様

川崎市長 福 田 紀 彦

監査の結果の報告に基づく措置について
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年12月12日付け28川監報第10号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの
[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な処理を行うよう指摘事項に係る研修を関係職員が受講し、周知徹底しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(総務企画局総務部庶務課、同庁舎管理課、情報管理部行政情報課、同システム管理課、人事部人事課、行政改革マネジメント推進室、危機管理室、財政局資産管理部資産運用課、税務部税制課、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部、同キングスカイフロントマネジメントセンター)

2 物品購入の契約手続を適正に行うべきもの
[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第3条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。しかしながら、一括して発注すべき物品購入について分割して

起案し、所管する部署で契約していた事例があった。
契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

(総務企画局危機管理室)

3 その他改善を要するもの

(1) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、一部会計室と協議の上、不用処分の手続を行いました。

なお、一部備品については、不用処分すべき備品ではなかったため、現在も使用しています。

今後は、備品管理の適正な執行に努めます。

(総務企画局総務部庶務課、人事部人事課、財政局財政部財政課、みぞのくち市税事務所納税課)

[指摘の要旨]

イ 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に決定の手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(財政局財政部財政課、収納対策部収納対策課、みぞのくち市税事務所納税課、同こすぎ市税分室)

[指摘の要旨]

ウ 使用者変更の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な使用者に変更する手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(財政局しんゆり市税事務所納税課)

(2) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に物品交付手続や照合の作業を行うとともに、適正な消耗品の管理について課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品管理に努めます。

(総務企画局都市政策部企画調整課、人事部人事課、危機管理室)

(3) 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行

うべきもの

[指摘の要旨]

ア 金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な任命及び解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(財政局財政部財政課、税務部税制課、収納対策部債権管理課、かわさき市税事務所資産税課、同納税課、みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室)

[指摘の要旨]

イ 任命すべき職員以外の者を金銭出納員に任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する職員の解任手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(財政局かわさき市税事務所納税課)

29川総行革第261号
平成29年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 植村 京子 様
同 花輪 孝一 様
同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年12月12日付け28川監報第11号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 退職給付引当資産の積立に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

公益財団法人川崎市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)が定める公益財団法人川崎市産業振興財団職員退職給付引当資産設置要綱第6条によると、退職給付引当資産の限度額は当該事業年度末の要支給額とすることとされている。

産業振興財団の財務諸表をみたところ、これを超える退職給付引当資産が計上されていた。

市は、出資団体に対し、要綱に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、川崎市産業振興財団に是正を指導し、同財団が定める公益財団法人川崎市産業振興財団職員退職給付引当資産設置要綱について、一定の限度額を定め、引当金を超えて引当資産が計上できるよう改めました。

今後は適正な事務執行に努めます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

(2) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 固定資産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

除却手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、固定資産の除却手続きを完了しました。

今後は、固定資産の適正な管理がなされるよう、指導してまいります。

(一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)

(こども未来局こども支援部こども家庭課)

イ 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記について、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、平成28年度決算から、財務諸表に補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高に関する注記を記載しました。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 徴収又は収納の事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法243条によると、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないとされており、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項によると、使用料、手数料

等の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる」とされている。

れいんぼう川崎における診療に係る使用料及び手数料についてみたところ、市は指定管理者と徴収又は収納の事務を委託する契約を締結しないまま、当該使用料及び手数料の徴収又は収納を指定管理者に行わせていた。

市は、徴収又は収納の事務を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、地方自治法施行令第158条の規定に基づき、平成29年4月1日付けで、当該施設の指定管理者である社会福祉法人川崎市社会福祉事業団と委託契約を締結し、事務を行っています。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(2) 使用料を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市入江崎余熱利用プール条例(平成8年条例第7号)第6条第1項によると、プールを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならないとされている。

川崎市入江崎余熱利用プールの自主事業についてみたところ、泳力テストの実施に当たり参加者から条例に定める使用料を徴収していなかった。

市は、指定管理者に対し、使用料を適正に徴収するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、「川崎市入江崎余熱利用プール管理運営要綱」を改正し、「公益財団法人日本水泳連盟が実施する泳力検定を受検する者がプールを使用する場合」において、一般使用料の全額を免除することとしました。

今後は適正な管理に努めます。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(3) 行政財産の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市高齢社会福祉総合センター「人材開発研修センター・保健福祉研究センター」指定管理に関する基本協定書第5条第1項によると、指定管理者は、市の指示に基づき施設等を適正に利用するものとされている。

研修受講者の宿泊を目的とした人材開発研修センターの宿泊室をみたところ、一部の宿泊室を、隣接する施設の管理者が、職員休憩室として利用していた。

このことについては、平成20年度財政援助団体等監査においても指摘したところである。市は、指定管理者に対し、施設を適正に利用するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、関係者に指導を行い、現在、宿泊室を特別養護老人ホームの職員休憩室として使用させておりません。

さらに、特別養護老人ホームの職員等が宿泊室を職員休憩室として利用する場合は、本来目的に支障を来さないことを市、指定管理者、特別養護老人ホーム管理者の3者で確認・協議した上で、所要の行政財産の使用許可手続きを取るなどの指導を行っているところです。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

4) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

指定管理施設の本市帰属備品について、市は川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)により、指定管理者は基本協定書により管理を行うこととされている。

かわさき北部斎苑について市及び指定管理者の備品管理状況をみると、備品台帳による出納管理が十分に行われていなかった。

備品管理については、平成24年度財政援助団体等監査においても指摘したところであるが、いまだ改善されていない。市は、現物と備品台帳との不一致を速やかに是正するとともに、指定管理者に対し、備品管理を適正に行うよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者と合同で備品台帳と現物の不一致について突合の上、あらためて備品票を貼付、備品台帳の出納(登載、削除)等を実施し、整理・整合を図りました。また、備品管理を適正に行うよう指導いたしました。

なお、今後とも、備品管理を適正に行うよう指導してまいります。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)
(健康福祉局保健所生活衛生課)

5) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

次のとおり不適正な事例があった。市は、指定管理者に対し正確な収支報告を求めるとともに、指定管理施設の正確な収支状況の確認方法について検討されたい。

ア 川崎市産業振興会館における事例

[指摘の要旨]

事業報告書の収支状況において、役員費、諸謝金及び保険料の金額が正確に計上されていないかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者より提出された訂正の報告書に基づき、所管課において内容を確認しました。

併せて、経済労働局指定管理者選定評価委員会へ評価内容の修正について確認を行いましたところ、『評価委員会へ提出した書類のとおり評価を修正することと結論された』との報告を受けております。

今後は適正な管理に努めてまいります。

(公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体)
(経済労働局産業振興部工業振興課)

イ 川崎市地方卸売市場南部市場における事例

[指摘の要旨]

株式会社は企業会計原則により、全ての費用及び収益を発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならないとされている。

川崎市地方卸売市場南部市場(以下「南部市場」という。)の事業報告書における収支報告と総勘定元帳を照合したところ、経過勘定を用いて前年度分として整理すべき収益又は費用の一部について、実際に現金の出納がある年度に計上していた。

[措置内容]

指摘事項については、地方卸売市場南部市場指定管理者に対し、企業会計原則に基づいた適正な会計処理を行うよう指導し、修正後の収支報告書の提出を受けました。

(川崎市場管理株式会社)
(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

ウ 川崎市久末老人デイサービスセンターにおける事例

[指摘の要旨]

事業報告書における収支状況と決算書類を照合したところ、計上漏れや金額の記載誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、修正された収支状況報告書が提出され、その修正内容について確認しました。

今後は、計上漏れや金額の記載誤り防止に努めてまいります。

(社会福祉法人奉優会)
(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ 柿生学園、くさぶえの家及びぶじみ園における

事例

〔指摘の要旨〕

事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施設の管理運営にかかる経費を正確に把握することができないにもかかわらず、指定管理業務以外の市からの受託事業の収支が含まれていた。

〔措置内容〕

指摘事項については、指定管理業務とそれ以外の受託業務を区別した報告書の提出を受けました。
(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)
(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑における事例

〔指摘の要旨〕

事業報告書の収支報告と公益財団法人川崎市シルバー人材センターの収支決算書を照合したところ、収支報告の租税公課額の記載に誤りがあった。

〔措置内容〕

指摘事項については、事業報告書の修正作業を指導要請し、修正後の事業報告書を徴しております。

また、事業報告書の収支状況につきましては、法人内部の財務諸表等の写しを提出するよう求め、双方を突合することで正確を期するよう取り組むこととしました。

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)

(健康福祉局保健所生活衛生課)

カ 川崎市入江崎余熱利用プールにおける事例

〔指摘の要旨〕

基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができることとされている。

泳力テスト等を自主事業と位置付けて実施していたが、当該事業にかかる経費と指定管理業務にかかる経費との区分が不明確であった。

〔措置内容〕

指摘事項については、自主事業の実施につき、追加で費用が発生する場合には、事業報告書の収支報告書において、指定管理業務にかかる経費と自主事業にかかる経費とを区分して明記するよう指定管理者あて指導し、指摘の内容について改善されたことを確認しました。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(6) その他改善を要するもの

〔指摘の要旨〕

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 預り証を徴すべきもの

〔指摘の要旨〕

南部市場において、指定管理者に鍵や図面を貸与しているものの、基本協定書に定める預り証を徴していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、本市から貸与している鍵や図面等について、本市と指定管理者と相互で確認し、未提出であった鍵の預り証を徴しました。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

イ 駐車場の管理を適正に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

川崎市久末老人デイサービスセンターにおいて、指定管理者が敷地内の駐車場を指定管理者以外の者に使用させていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、ひさすえ地域包括支援センターの受託者から行政財産使用許可申請が提出され、行政財産の使用を許可しました。

今後は適正な管理に努めてまいります。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

ウ 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

(ア) 南部市場の事例

〔指摘の要旨〕

指定管理者が購入した備品の一部が備品管理簿に登載されていなかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、備品管理簿に登載をいたしました。

今後は適正な管理に努めます。

(川崎市場管理株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(イ) 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の事例

〔指摘の要旨〕

a 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品として登載されていなかった。

b 使用不能な備品が貸与されていた。

c 備品の一部が貸与備品一覧に登載されていなかった。

〔措置内容〕

指摘事項については、備品登録の手続きを行

いました。

今後は適正な管理に努めます。

(東急スポーツオアシス・東急コミュニティー
共同事業体)

(環境局生活環境部減量推進課)

(ウ)川崎市総合福祉センターの事例

[指摘の要旨]

a 所在が不明となっていた。

b 指定管理業務に使用していない備品が指定管理
者への貸与備品一覧に登載されていた。また、
当該備品を指定管理者以外の者に、必要な
手続きを行わずに使用させていた。

[措置内容]

指摘事項について、すでに故障により廃棄済で
したが備品貸与一覧より削除されていなかったた
め、備品貸与一覧より削除しました。

指定管理業務に使用していない備品について
は、物品預り書を徴取いたしました。

今後は適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

(エ)人材開発研修センター・保健福祉研究センタ
ーの事例

[指摘の要旨]

a 所在が不明となっていた。

b 備品票が貼付されていなかった。

c 備品の使用者及び使用区分の決定の手続が行
われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品登録等を行いました。
今後は、備品台帳に基づく適正管理を行ってま
いります。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(オ)川崎市久末老人デイサービスセンターの事例

[指摘の要旨]

基本協定書に定められた備品台帳による管理が
行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品台帳の確認、共有、
備品の有無の確認を行い、備品台帳に基づく適
正管理を図りました。

今後は、備品台帳に基づく適正管理を行ってま
いります。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(カ)東海道かわさき宿交流館の事例

[指摘の要旨]

a 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備
品として登録されていなかった。

b 市が貸与した備品が年度協定書に定められた
備品台帳に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、備品等管理台帳等に登載
しました。

今後は適正な管理に努めます。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(キ)川崎市入江崎余熱利用プールの事例

[指摘の要旨]

市が貸与した固定資産の一部について所属替手
続が行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、固定資産の所管替手続
を行いました。

今後は適正な管理に努めます。

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

エ 指定管理業務の内容を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市産業振興会館において、指定管理業務と
して実施されている自動販売機設置業務について、仕
様書等に具体的な内容が示されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、変更協定書を締結するこ
とで、指定管理者の業務内容として、自動販売機
の設置及び利用料の取り扱いについて決めまし
た。

今後は適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サー
ビス株式会社共同事業体)

(経済労働局産業振興部工業振興課)

オ 報告書等の提出を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

(ア)川崎市久末老人デイサービスセンターにお
けるセルフモニタリングに関する書類が、基本協
定書に定める期限を超えて提出されていた事例

[措置内容]

指摘事項について、各種報告書等の適正な提
出について指導しました。

今後は適正な管理に努めます。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

[指摘の要旨]

(イ)川崎市久末老人デイサービスセンターにお
いて、基本協定書で提出することとされている利
用者満足度調査報告書及び事業改善報告書が提
出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、各種報告書等の適正な提出について指導しました。

今後は適正な管理に努めます。

(社会福祉法人奉優会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

[指摘の要旨]

(ウ) 南部地域療育センターにおいて、基本協定書で提出することとされている四半期ごとのセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、書類の提出を受け、内容を確認しました。

今後は適正な運用に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

カ 業務の位置付けを明確にすべきもの

[指摘の要旨]

東海道かわさき宿交流館において、有料で実施している文化イベント事業が協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理業務と自主事業との会計区分を分けることを確認しました。

今後は適正な事業実施に努めます。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

キ 障害者向け駐車場を確保すべきもの

[指摘の要旨]

東海道かわさき宿交流館において、仕様書に定められた障害者向け駐車場が確保されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者が「障害のある来館者の駐車場の取扱マニュアル」を作成し、当マニュアルに基づき対応されていることを確認しました。

また、障害者向け駐車場の利用方法の周知については、ホームページ及び館内掲示により行われていることを確認しました。

(川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第5号

平成29年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の実施について

平成29年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）を次のとおり行います。

平成29年7月26日

川崎市人事委員会

委員長 秦 野 純 一



KAWASAKI CITY

平成29年度 川崎市職員(大学卒程度)採用試験受験案内 - 民間企業等職務経験者 -

試験区分: 行政事務・社会福祉・土木・電気・機械・建築

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	8月10日(木) 午前9時 ~ 8月31日(木) 午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月28日(木) (予定)
第1次試験日	平成29年10月15日(日)【教養試験・経験小論文試験 (注) (注) 経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場 実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。 ※ 行政事務区分では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に面談試験を第1次試験と して実施します。(日程は、「3 試験科目・日時・会場・合格発表」参照。)
第1次合格発表日	10月31日(火) 午前10時(予定)(行政事務以外) 11月20日(月) 午前10時(予定)(行政事務)
第2次試験日	11月25日(土)、26日(日)、12月2日(土)、3日(日)のうち指定する1日 【集団討論・個別面接】
最終合格発表日	12月14日(木) 午前10時(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4(砂子平沼ビル 4階)

電話: 044-200-3343 FAX: 044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務、内部管理業務などの行政事務に従事します。	10名程度
社会福祉	主に、区役所保健福祉センター、児童相談所、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者センター、健康福祉局、こども未来局等で、高齢者・障害者・児童等の相談業務や、指導・調査、生活保護の実施、福祉に関する計画等の策定、福祉施策の企画・立案など社会福祉の専門業務に従事します。	10名程度
土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、調整、調査、設計積算、施工管理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	5名程度
電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、施工管理、運転操作、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、施工管理、運転操作、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名
建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・施工管理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替性勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

年齢等【全区分】	
昭和33年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人	
職務経験・資格	
行政事務	次のいずれかの要件に該当する人(平成29年7月31日現在) 1 民間企業等における職務経験が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人
社会福祉	次の1及び2の要件を全て満たす人(平成29年7月31日現在) 1 次のいずれかに該当する人 (1) 民間の社会福祉施設等における相談業務等の職務経験が直近7年中5年以上ある人 (2) 青年海外協力隊等としての海外の社会福祉施設等における相談等の国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している人
土木 電気 機械 建築	次のいずれかの要件に該当する人(平成29年7月31日現在) 1 民間企業等における各試験区分の主な職務概要(「1 試験区分・職務概要・採用予定人員」参照)に関連した実務経験(設計、施工監理等)が直近7年中5年以上ある人 2 青年海外協力隊等としての各試験区分の主な職務概要に関連した海外における国際貢献活動経験が直近7年中継続して2年以上ある人

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎「職務経験について」

- 「職務経験」には、会社員や公務員等として週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続したものが該当し、これらの職務経験期間が直近7年(平成22年8月1日から平成29年7月31日まで)中5年以上あることを要します。また、正規・非正規などの雇用形態は問いません。なお、休業期間(育児休業、介護休業等)は、職務経験期間に含めることはできません。

- 2 職務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りま。
- 3 平成22年7月31日以前から1年以上継続して勤務したものについては、平成22年8月1日以降の期間に限り、職務経験に通算することができます。
- 4 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。

◎「国際貢献活動経験について」

- 1 「国際貢献活動経験」には、直近7年(平成22年8月1日から平成29年7月31日まで)中継続して2年以上活動していることを要します。複数の「国際貢献活動経験」を通算することはできません。
- 2 国際貢献活動経験には、JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアのほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- 3 同一期間内に複数の国際貢献活動に従事した場合は、いずれか一方のみの国際貢献活動経験に限りま。
- 4 最終合格発表後、国際貢献活動経験期間の確認のため、活動証明書を提出していただきます。活動証明書には、団体名、代表者名、団体印、活動期間、活動内容等の記載が必要となります。

3 試験科目・日時・会場・合格発表

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日時	会場	合格等発表日
教養試験【全区分】・経験小論文試験【全区分】			
全区分	【教養試験】・【経験小論文試験(注)】 10月15日(日) 集合時刻 午前 9時30分 解散時刻 午後 2時15分頃 (注) <u>経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。</u>	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 <u>(※受験票で指定した会場以外での受験はできません。)</u> 川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立橋高校 (川崎市中原区中丸子562) 市立高津高校※上履き持参 (川崎市高津区久本3-11-1)	10月31日(火) 午前10時(予定) 【行政事務:面談試験対象者】 【行政事務以外:第1次試験合格】
面談試験【行政事務】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)			
行政事務	【面談試験】 11月11日(土)・12日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月20日(月)午前10時(予定) 【第1次試験合格】

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】			
全区分	【集団討論・個別面接】 11月25日(土)・11月26日(日)・ 12月2日(土)・12月3日(日)(予定) のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 川崎市産業振興会館 (川崎市幸区堀川町66-20)	12月14日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問い合わせ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 面談試験(行政事務)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 面談試験の対象者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)面談試験当日に、また、行政事務以外の区分の第1次試験合格者には、「面接カード」を11月15日(水)(消印有効)までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、面談試験対象者発表の通知(行政事務)、または第1次試験合格発表の通知(行政事務以外)に同封いたしますので、11月6日(月)までに面談対象者発表の通知、または第1次試験合格発表の通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。なお、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 社会福祉区分の第1次試験合格者には、資格取得に関する書類(社会福祉士・精神保健福祉士登録証の写し等)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【全区分】	
全区分	【主な出題分野】※出題の程度は大学卒業程度のもので。 社会(法律・政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、古文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 ＜択一式 40問 120分＞
面談試験【行政事務】	
行政事務	机を挟んだ対話形式(2対1)の個別面談を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ＜20分程度＞

(2) 第2次試験

経験小論文試験【全区分】	
全区分	職務経験に関する課題について的小論文試験を行い、職務経験、貢献意欲、問題意識、論理性、表現力などを評価します。 ＜1,000字以上、1,200字以内 80分＞ ※経験小論文試験は、第2次試験科目ですが、第1次試験教養試験実施日に同会場で実施します。採点は、第1次試験合格者のみ行います。
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	【集団討論】＜30分程度＞ 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。 【個別面接】＜30分程度＞ 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。

(注) 教養試験の問題例、経験小論文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非遵行為等があった場合等を除き、原則として平成30年4月1日に採用されます。
- 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」及び「職歴証明書・活動証明書」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

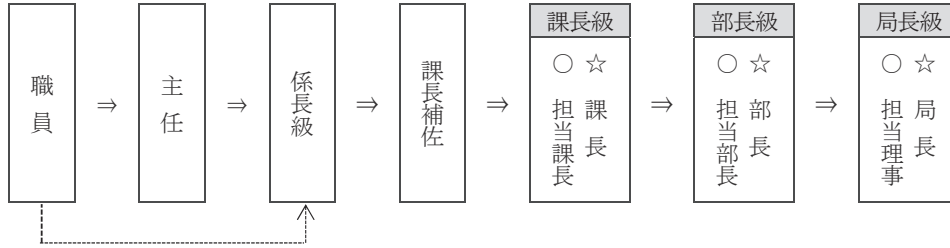
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
社会福祉	福祉施設入所者等の専門的相談・指導 医療相談	児童福祉施設の入所措置 児童虐待等の調査
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



- ※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。
- ※2 係長級への昇任は、一般事務職、社会福祉職、土木職、電気職、機械職、建築職では係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。
- ※3 年齢や職歴にかかわらず、職員としての採用となります。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

初任給は、民間企業等における職務経験年数、職務内容及び学歴に応じ、一定の基準に基づいて決定されるため、金額が異なる場合がありますが、初任給の例は次のとおりです。なお、上限額は317,492円です。

職務経験年数	初任給 (平成29年4月1日現在、地域手当を含む額)
大学卒業後、民間企業等における職務経験が7年の場合	258,900円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が12年の場合	291,700円程度
大学卒業後、民間企業等における職務経験が17年の場合	317,400円程度

(注) 上記の他に、期末・勤勉手当(4.30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇所あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

(2) 勤務時間及び休暇等

① 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間含む。)
※交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。

② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
※配属先によって異なる場合があります。

③ 休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。
※上記の内容は、平成29年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 行政事務:300点 行政事務以外:180点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書(ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載)) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 行政事務:700点 行政事務以外:820点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成30年1月下旬以降に発送します。

9 申込方法等(電子申請【インターネット】で行ってください。)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)」→「電子申請による採用試験申込方法(大学卒程度 ー民間企業等職務経験者ー)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続にのみ使用します。

申込受付期間	平成29年8月10日(木)午前9時～8月31日(木)午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(大学卒程度-民間企業等職務経験者-)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)) 過ぎても審査結果通知が届かない場合は、必ず人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>
申込整理票と受験票の印刷	9月28日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

◎ 身体の障害により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

- (1) 行政事務区分の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申し込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、受験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 申込や経歴等に関するQ&A

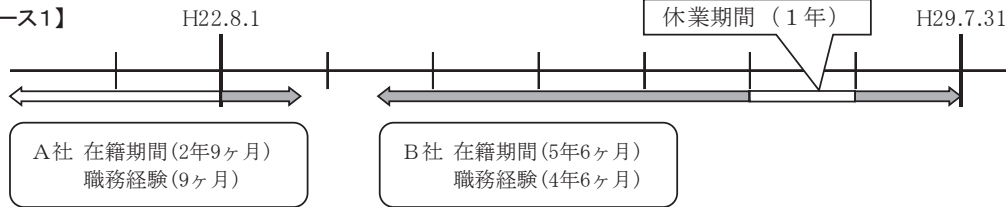
Q1 勤務先に受験することを知られたくないのですが、大丈夫ですか。

A1 採用試験において、川崎市人事委員会が勤務先に照会をしたり、勤務先からの問い合わせに対して申込の有無等について答えたりすることはありません。

Q2 「直近7年中5年以上の職務経歴」とは、どのような場合が該当しますか。

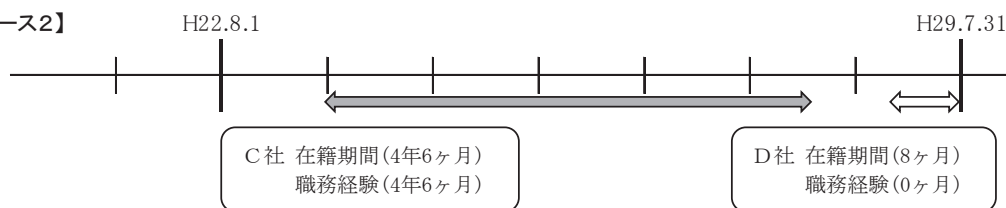
A2 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

【ケース1】



A社は在職期間が1年以上なので、平成22年8月1日以降の期間のみ職務経歴に通算できます。B社は休業期間を除いた期間を職務経歴に通算できます。A社とB社の職務経歴の合計が5年以上のため、**受験資格あり**となります。

【ケース2】

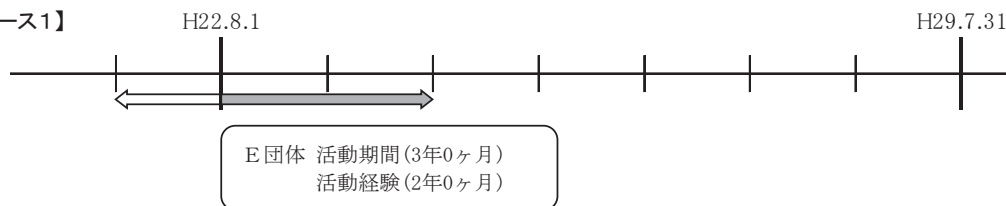


D社の在籍期間が1年未満のため、在職中であっても職務経歴への通算はできません。職務経歴が5年未満となるため、**受験資格なし**となります。

Q3 国際貢献活動経歴について、「直近7年中継続して2年以上の活動」とは、どのような場合が該当しますか。

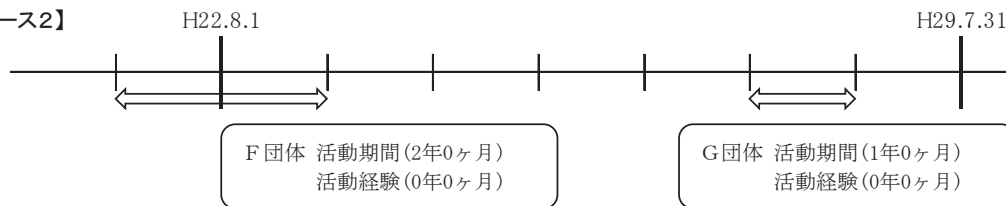
A3 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

【ケース1】



E団体での平成22年8月1日以降の継続した活動経歴が2年以上のため、**受験資格あり**となります。

【ケース2】



F団体では、活動期間が2年ありますが、平成22年8月1日以降の活動期間が2年未満であり、G団体でも活動期間が2年未満のため、**受験資格なし**となります。

Q4 社会福社區分の職務経歴において、社会福祉施設等とはどのような施設が該当しますか。また、相談業務等とはどのような業務が該当しますか。

A4 社会福祉施設等に該当する主な施設は、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関などが該当します。また、相談業務等に該当する主な職務経歴は、ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員などが該当します。

Q5 行政事務以外の区分では、どのように職務経歴を確認するのですか。

A5 最終合格者は、職務内容や職務経歴期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。提出された職歴証明書と、各試験区分の主な職務概要等が一致しているかを確認します。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、採用されません。

Q6 以前の勤務先が倒産してしまい職歴証明書が提出できないのですが、どうすればよいですか。

A6 行政事務区分の場合は、雇用保険受給資格者証など、職務経歴期間が証明できる書類を提出してください。行政事務以外の区分の場合は、それに加えて、職務内容が証明できる書類の提出が必要です。

◎ 前年度(平成28年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	5	669	480	46	10	48.0
社会福祉	10	57	48	36	14	3.4
土 木	10	36	30	24	7	4.3
電 気	10	23	18	14	7	2.6
機 械	10	27	21	14	6	3.5
建 築	若干名	19	15	8	2	7.5

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第79号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年度	科目	期別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第8期	平成29年8月1日 (第8期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年8月1日 (第9期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年8月1日 (第10期分)	計8件
平成29年度	国民健康保険料	過年4月	平成29年8月1日 (過年4月分)	計2件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年8月1日 (第1期分)	計85件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第80号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年8月1日 (過年5月分)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第81号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第3期	平成29年7月31日 (第3期分)	計25件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第82号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 7月31日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第36号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年8月1日（第1期分）	計32件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第3期	平成29年8月1日（第3期分）	計19件

（別紙省略）

川崎市幸区公告第38号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 7月28日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第39号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 7月28日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第34号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年7月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第3期分	平成29年7月31日 (第3期分)	計21件

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第37号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年7月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年8月1日	計5件
平成29年度	国民健康保険料	第1期	平成29年8月1日	計12件

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第38号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年7月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第2期	平成29年8月1日	計13件

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年7月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第3期	平成29年8月1日	計10件

別紙省略

川崎市多摩区公告第38号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年 7月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29 年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年8月1日 (第1期分)	計66件

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第39号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29 年度	国民健康 保険料	過年5月	平成29年8月1日 (過年5月分)	計1件
平成29 年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年8月1日 (第1期分)	計52件

別紙省略

川崎市麻生区公告第40号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 7月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

中 原 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第5号

川崎市中原区の投票区設置告示（平成25年川崎市中原区選挙管理委員会告示第8号）の全部を次のとおり改正し、平成29年9月1日から施行する。

平成29年 7月20日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 小 埜 三 男

川崎市中原区投票区設置告示

(平成29年川崎市中原区選挙管理委員会告示第5号)

投票区	投票区域
第1投票区	小杉町1丁目、小杉町2丁目、小杉町3丁目、新丸子東3丁目(1番地から926番地まで、1060番地、1062番地から1187番地まで、1190番地から1199番地まで、1211番地以降)
第2投票区	市ノ坪(1番地から269番地まで、447番地から449番地まで)、今井南町
第3投票区	今井上町、今井仲町、今井西町
第4投票区	小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目
第5投票区	小杉陣屋町2丁目、等々力
第6投票区	上丸子天神町、小杉陣屋町1丁目、新丸子町、丸子通2丁目
第7投票区	上丸子、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、新丸子東1丁目、新丸子東2丁目、新丸子東3丁目(927番地から1059番地まで、1061番地、1188番地から1189番地まで、1200番地から1210番地まで)、丸子通1丁目
第8投票区	下沼部、中丸子(277番地から289番地まで、291番地から300番地まで、345番地から375番地まで、383番地から472番地まで、798番地から804番地まで、1155番地)
第9投票区	市ノ坪(410番地から446番地まで、450番地から479番地まで、580番地以降)、小杉、中丸子(1番地から276番地まで、290番地、301番地、376番地から382番地まで、561番地から569番地まで、1173番地以降)
第10投票区	上平間(1番地から170番地まで、218番地から299番地まで、310番地から332番地まで、369番地、372番地から376番地まで、378番地、2000番地以降)、中丸子(302番地から344番地まで、473番地から560番地まで、570番地から797番地まで、805番地から1154番地まで、1156番地から1172番地まで)、北谷町
第11投票区	上平間(172番地から176番地まで、183番地から217番地まで、300番地から309番地まで、333番地から368番地まで、370番地から371番地まで、377番地、379番地から1073番地まで、1147番地、1241番地から1339番地まで、1341番地から1479番地まで)
第12投票区	上平間(171番地、177番地から182番地まで、1074番地から1146番地まで、1148番地から1240番地まで、1340番地、1480番地から1999番地まで)、田尻町
第13投票区	大倉町、荻宿、西加瀬
第14投票区	市ノ坪(270番地から409番地まで、480番地から579番地まで)、木月2丁目(1番から12番まで、15番から20番まで)、木月住吉町
第15投票区	木月2丁目(13番、14番、21番以降)、木月4丁目
第16投票区	木月1丁目、木月3丁目、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町
第17投票区	井田1丁目、井田2丁目、井田3丁目、井田中ノ町
第18投票区	井田三舞町、井田杉山町
第19投票区	下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、新城、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城5丁目、新城中町
第20投票区	宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目
第21投票区	上小田中1丁目、上小田中2丁目(9番から10番まで、35番、40番以降)、上小田中3丁目(25番以降)、上新城1丁目、上新城2丁目
第22投票区	上小田中2丁目(1番から8番まで、11番から34番まで、36番から39番まで)、上小田中3丁目(1番から24番まで)、上小田中6丁目(51番以降)
第23投票区	上小田中4丁目、上小田中6丁目(21番から50番まで)
第24投票区	上小田中5丁目、上小田中6丁目(20番)、下小田中1丁目
第25投票区	上小田中6丁目(1番から19番まで)、上小田中7丁目、下小田中2丁目、下小田中4丁目
第26投票区	下小田中3丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第5号

川崎市宮前区の投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正し、平成29年9月1日から施行します。

平成29年7月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 安藤 秀男

川崎市宮前区投票区設置告示

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

表中

第5投票区	馬絹（1番地から700番地まで、1005番地から1726番地まで、1739番地から1754番地まで、1764番地から1766番地まで）、馬絹2丁目（1番から9番まで（ただし、9番3号から9番7号を除く。）、12番）、馬絹3丁目（1番から6番まで、7番1号から7番23号まで、8番、12番以降）
-------	--

を

第5投票区	馬絹（1番地から700番地まで、1005番地から1726番地まで）、馬絹2丁目（1番から9番まで、12番）、馬絹3丁目（1番から6番まで、7番1号から7番23号まで、8番、12番以降）
-------	--

に、

第6投票区	有馬2丁目、小台2丁目、東有馬1丁目（1番から5番まで）、東有馬2丁目（1番から15番まで）、馬絹（1727番地から1738番地まで、1755番地から1763番地まで、1767番地以降）、馬絹1丁目、馬絹2丁目（9番3号から9番7号まで、10番から11番まで、13番以降）、馬絹3丁目（7番（ただし、7番1号から7番23号を除く。）、9番から11番まで）
-------	---

を

第6投票区	有馬2丁目、小台2丁目、東有馬1丁目（1番から5番まで）、東有馬2丁目（1番から15番まで）、馬絹（1902番地以降）、馬絹1丁目、馬絹2丁目（10番から11番まで、13番以降）、馬絹3丁目（7番（ただし、7番1号から7番23号を除く。）、9番から11番まで）
-------	--

に、

第15投票区	神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目
--------	---

を

第15投票区	土橋2丁目、土橋3丁目、土橋4丁目
--------	-------------------

に、

第22投票区	土橋2丁目、土橋3丁目、土橋4丁目
--------	-------------------

を

第22投票区	神木本町1丁目、神木本町2丁目、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目
--------	---

に改める。